

みえ 森と緑の県民税

令和5年度事業成果報告書

森林づくりを県民みんなの力で

表紙の写真：第 10 回みえの森フォトコンテスト
小学生以下の部 最優秀賞 橋本 英龍「木でクライミングを !!」

背表紙の写真：第 10 回みえの森フォトコンテスト
中学生以上の部 最優秀賞 齋田 裕音「新緑」

目次

第1	みえ森と緑の県民税について	
1	創設の背景	1
2	みえ森と緑の県民税を活用した施策	3
3	みえ森と緑の県民税のしくみ	4
4	使途の明確化等	5
5	制度の見直し状況	5
6	森林環境譲与税との棲み分け	7
第2	令和5年度基金事業の実績	
1	税収等の実績及び状況	8
	(1) 税収の実績	8
	(2) 基金の運用状況(積立・取崩)	8
	(3) 各事業の実績	9
2	事業の構成	10
3	基本方針及び対策区分別実績額	11
4	実施主体別実績額	11
第3	令和5年度基金事業の実施状況と評価	
1	県営事業	
	(1) 災害に強い森林づくり推進事業	
	① 災害緩衝林整備事業	12
	② 土砂・流木緊急除去事業	14
	(2) 森林情報基盤整備事業	15
	(3) 森を育む人づくりサポート体制整備事業	17
	① みえ森林教育ビジョン推進事業	17
	② みえ森づくりサポートセンター運営事業	19
	③ みえ森林教育ステーション整備事業	21
	(4) 生物多様性推進事業	22
	(5) 森林とふれあう自然公園環境整備事業	23
2	市町交付金事業	
	(1) みえ森と緑の県民税市町交付金(連携枠)事業	
	① 流域防災機能強化対策事業	24
	② 森林再生力強化対策事業	25
	(2) みえ森と緑の県民税市町交付金(防災枠)事業	
	① 災害からライフラインを守る事前伐採事業	27
	(3) みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠、加算枠)事業	29
3	みえ森と緑の県民税制度運営事業	32
第4	資料編	
1	令和5年度基金事業の実績	
	[県営事業]	35
	[市町交付金事業]	48
	[みえ森と緑の県民税制度運営事業]	66
2	第2期(令和元年度～令和5年度)の実績	68
3	三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方	75
4	みえ森と緑の県民税(制度)について	80
5	みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要	90
6	みえ森と緑の県民税第3期制度	93
7	みえ森と緑の県民税関連条例	109

第1 みえ森と緑の県民税について

1 創設の背景

※数値等は創設時のものです。

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、さまざまな森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されていました。

しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。

また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなどして、森林の持つさまざまな機能が低下しています。都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。



< 荒廃する森林の実例 >

左：手入れ（間伐）不足の人工林

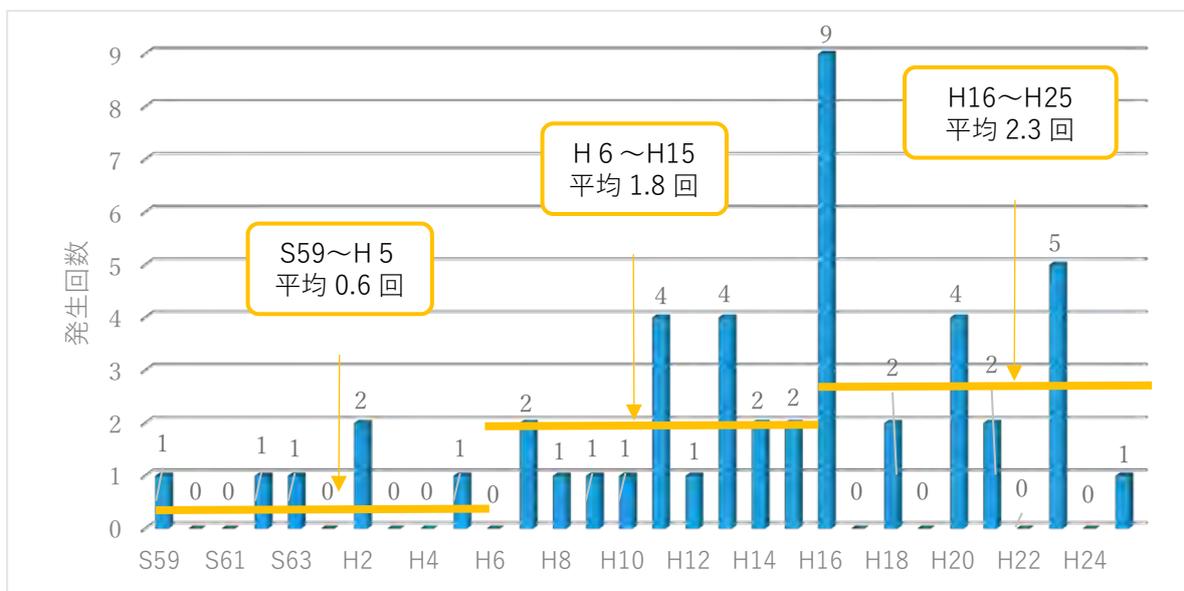
モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。

中：人家に迫る竹ヤブ。右：ヤブ化した里山

放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしつつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところですが、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。平成16年から平成25年の10年間で、本県の「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数は30年前の10年間（昭和59年から平成5年）に対して約3.8倍に増加しています。



<三重県内の1時間降水量80mm以上の年間発生回数（20地点あたり）>

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。平成16年9月の台風21号による災害では旧宮川村（現大台町）が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菰野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



<台風や豪雨による被害の状況>

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 左：山崩れによって民家が被災 | （H16年9月台風21号：旧宮川村） |
| 中：土石流が発生し、宿泊施設が孤立 | （H20年9月豪雨：菰野町） |
| 右：橋梁に押し寄せた大量の流木 | （H23年9月紀伊半島大水害：熊野市） |

荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況をあわせて考えた時に県民の生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要があります。

一方、森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し計画的・持続的な取組が欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民に幅広く負担していただくことが適当と判断し、新たな税を導入することとしました。

2 みえ森と緑の県民税を活用した施策

災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要です。このため、2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5つの対策に取り組めます。

(1) 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策区分	対策の基本的な考え方
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。

(2) 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり災害に強い森林づくりを引き継いでいくため、森林教育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策区分	対策の基本的な考え方
3. 森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林教育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

3 みえ森と緑の県民税のしくみ

(1) 県と市町の役割分担

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあり、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが市町に求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設しました。

みえ森と緑の県民税を活用する事業（以下「基金事業」という。）を効果的に展開するための役割分担は、次のとおりです。

県	基本方針1のうち、対策1に重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

(2) みえ森と緑の県民税の負担方法

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆さんに幅広く負担していただくという「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税（県民税均等割に加算する）		
納税義務者	【個人】 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方 ただし、次のいずれかに該当する方には課税されない ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方 【法人】 県内に事務所、事業所などを有している法人など		
税率（年額）	【個人】 1,000円 【法人】 均等割額の10%相当額（年額2,000～80,000円） （均等割額は下表のとおり資本金等の額に応じて決まる）		
	区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）
	1千万円以下	20,000円	2,000円
	1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円
	1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円
	10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円
	50億円超	800,000円	80,000円
税収規模	年度あたり10億6千万円		
徴収方法	【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せして県に申告納付する。		

4 使途の明確化等

(1) 使途の明確化

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。「みえ森と緑の県民税」は、新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆さんに対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、令和元年度に導入された「森林環境譲与税」とも、目的・使途を明確に区分して活用することとしています。

(2) 制度や使途の周知

県民の皆さんや森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

このため、県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、さまざまな手法を活用した周知活動に取り組むとともに、その活用成果について、県民の皆さんにお伝えします。

(3) 評価制度

第三者によるみえ森と緑の県民税評価委員会において、実施した事業について、毎年度評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆さんに公表します。

(4) 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開されてから効果の検証を行う必要があるため、おおむね5年ごとに、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直します。

5 制度の見直し状況

税導入から5年が経過した平成30年度には、取組状況について評価・検証を行ったうえで制度を見直し、令和元年度から、第2期（令和元年度から令和5年度）の取組を実施しました。

令和5年度は第2期の最終年度であることをふまえ、令和4年度から令和5年度にかけて、みえ森と緑の県民税評価委員会において、制度見直しの議論を進めました。

(1) 第3期（令和6年度から令和10年度）に向けた制度見直しの検討

無作為に抽出した県民の皆さん5,000人を対象とした「三重の森林づくりに関する県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）では、第3期も県民税を活用した取組を継続することについて、88%の県民の皆さんが「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見であり、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の継続的な実施が望まれていることが明らかになりました。

これらのうち、「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組み、毎年度約30箇所の災害緩衝林を整備するとともに、第2期から新たに、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することなどを目的とした、航空レーザ測量を活用した森林情報の整備を実施しました。また、市町が主体となって、集落周辺や通学路沿いの危険木の伐採やライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採、荒廃した里山の整備など、「暮らしに身近な森林づくり」に取り組みました。

こうした中、台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生しているとともに、大規模地震時の斜面崩壊に伴う土砂ダムの形成も懸念されており、「災害に強い森林づくり」の必要性は依然として高い状況にあります。

また、航空レーザ測量の解析結果から、流木発生の危険性の高い箇所の抽出等を進めており、今後はこうした解析結果も活用して、緊急度の高い箇所を優先しながら、継続して災害緩衝林の整備など「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組む必要があります。また、中山間地域の高齢化や林業の担い手不足などにより、地域の身近な森林の整備など「暮らしに身近な森林づくり」が依然として課題となっています。

一方、「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、「森と人をつなぐ学びの場づくり」、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に取り組み、森林教育の輪が広がるとともに、森林や木材とふれあう場や機会が増加しました。

県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える傾向にあることが明らかとなり、県民全体で森林を支える社会の実現に向けては、森林教育をはじめとした森林や木材にふれあい・学ぶ機会の増加に向けた取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であると考えられます。

こうしたことから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を引き続き進めていく必要があるため、必要な見直しを行いつつ、県民税制度を継続することとしました。

(2) 第3期における制度見直しの概要 ※第3期制度の詳細は、93ページをご覧ください。

・森林の機能を維持するための更新対策を追加

シカの食害等により土砂流出防止等の機能が低下した森林における災害防止に向け、植栽、下刈り、獣害防止施設の整備など、早期に森林へ回復させるための取組を推進します。

・全国植樹祭の開催に向けた基金積立の実施

令和13年招致の全国植樹祭の開催に必要な経費の積立を実施します。

・市町交付金(基本枠)配分方法の見直し

現行制度の配分の考え方を基本としつつ上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づき配分する方法に改定します。

・防災枠は連携枠に統合

令和2年度に追加した「災害からライフラインを守る事前伐採事業」(防災枠)については、連携枠に統合したうえで取組を継続します。

・市町交付金(連携枠)の一部を県が実施

効率的な事業実施を図るため、流域の防災機能強化を目的とした森林整備等について、市町の要望に基づき、県が実施するものとします。

・市町からの要望に応じた柔軟な配分

現行制度の配分割合(県：市町＝5：5)を基本としつつ、市町からの要望や各事業の状況に応じて柔軟に配分します。

6 森林環境譲与税との棲み分け

(1) 用途の棲み分け

国の森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

県では、「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」(75ページ参照)を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の用途を棲み分けて、両税を有効に活用した森林づくりを進めています。

<両税の用途の棲み分け>

用途区分	みえ森と緑の県民税	森林環境譲与税
森林整備	—	森林所有者による管理が見込めない森林の整備 例) 森林経営管理制度に基づく森林整備
人材育成	災害に強い森林づくり 例) 渓流沿いの危険木の除去や周辺の森林整備、ライフラインや人家裏、通学路沿いの危険木の伐採など	—
普及啓発	森を育む人づくり 例) 森林教育の指導者養成や森林教育活動の推進、森林づくりボランティア等の育成	林業の担い手育成 例) 「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成
木材利用	—	公共建築物等の木造・木質化 例) 地域材を利用した公共建築物等の木造・木質化、木製品の導入

「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」が一体となった三重の森林づくり

(2) 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

森林環境譲与税は、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されており、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、以下の取組に充てることとされています。

(市町村) 間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等

なお、森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円が課税されており、森林環境譲与税の財源に充てられます。

第2 令和5年度基金事業の実績

1 税収等の実績及び状況

(1) 税収の実績

令和5年度の税収実績は、11億1,879万2千円となり、令和4年度と比べて301万9千円の増加となりました。

(単位：千円)

税収区分		R元	R2	R3	R4	R5
税収	個人納税分	911,402	921,803	921,202	920,310	924,119
	法人納税分	193,696	189,030	196,488	195,463	194,673
合計		1,105,098	1,110,833	1,117,690	1,115,773	1,118,792

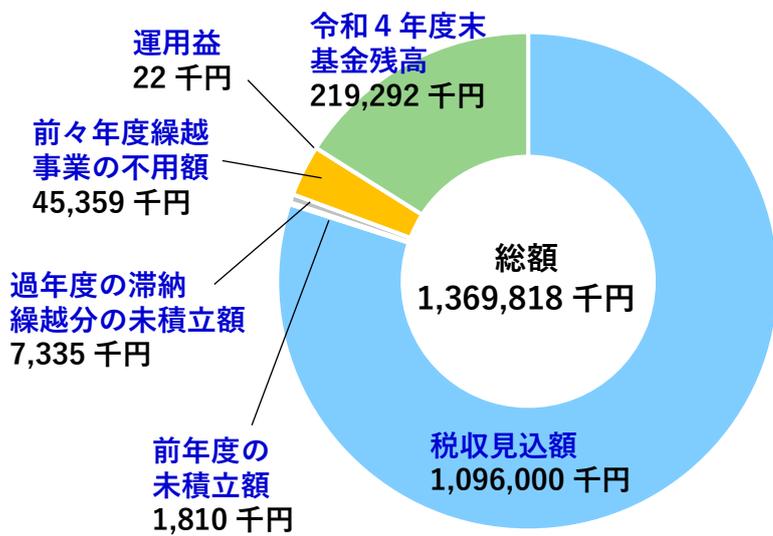
(2) 基金の運用状況（積立・取崩）

令和5年度基金として、税収見込額、前年度の未積立額、過年度の滞納繰越分の未積立額、令和3年度から令和4年度に繰り越した事業の不用額、運用益の合計11億5,052万6千円を積み立てました。ここに令和4年度末時点での基金残高を加えた額から、10億7,554万7千円を取り崩し、令和5年度基金事業を実施し、2億9,427万1千円が令和5年度基金の残額となりました。

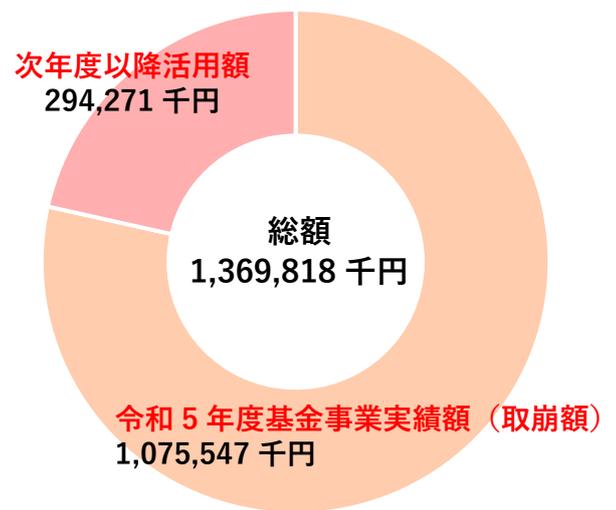
(単位：千円)

基金積立等区分		R元	R2	R3	R4	R5
前年度末基金残高(A)		84,438	121,023	186,352	243,217	219,292
当年度 基金 積立	税収見込額	1,087,701	1,087,000	1,092,000	1,106,000	1,096,000
	前年度の未積立額	9,373	16,968	14,839	15,172	1,810
	過年度の滞納繰越分の未積立額	8,471	8,994	10,517	7,963	7,335
	前々年度繰越事業の不用額	9,274	9,274	29,635	20,088	45,359
	運用益	43	30	27	28	22
	基金積立合計(B)	1,114,862	1,122,266	1,147,018	1,149,251	1,150,526
当年度基金取崩額(C)		1,078,277	1,056,937	1,090,153	1,173,176	1,075,547
当年度末基金残高 (A) + (B) - (C)		121,023	186,352	243,217	219,292	294,271

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



令和5年度基金の積立状況



令和5年度基金の取崩状況

(3) 各事業の実績

令和5年度は、県において、みえ森と緑の県民税制度運営事業を含む6事業を実施しました。また、全29市町において、市町交付金事業を実施した結果、令和5年度基金事業の全体の実績額は、10億7,554万7千円となりました。

(単位：千円)

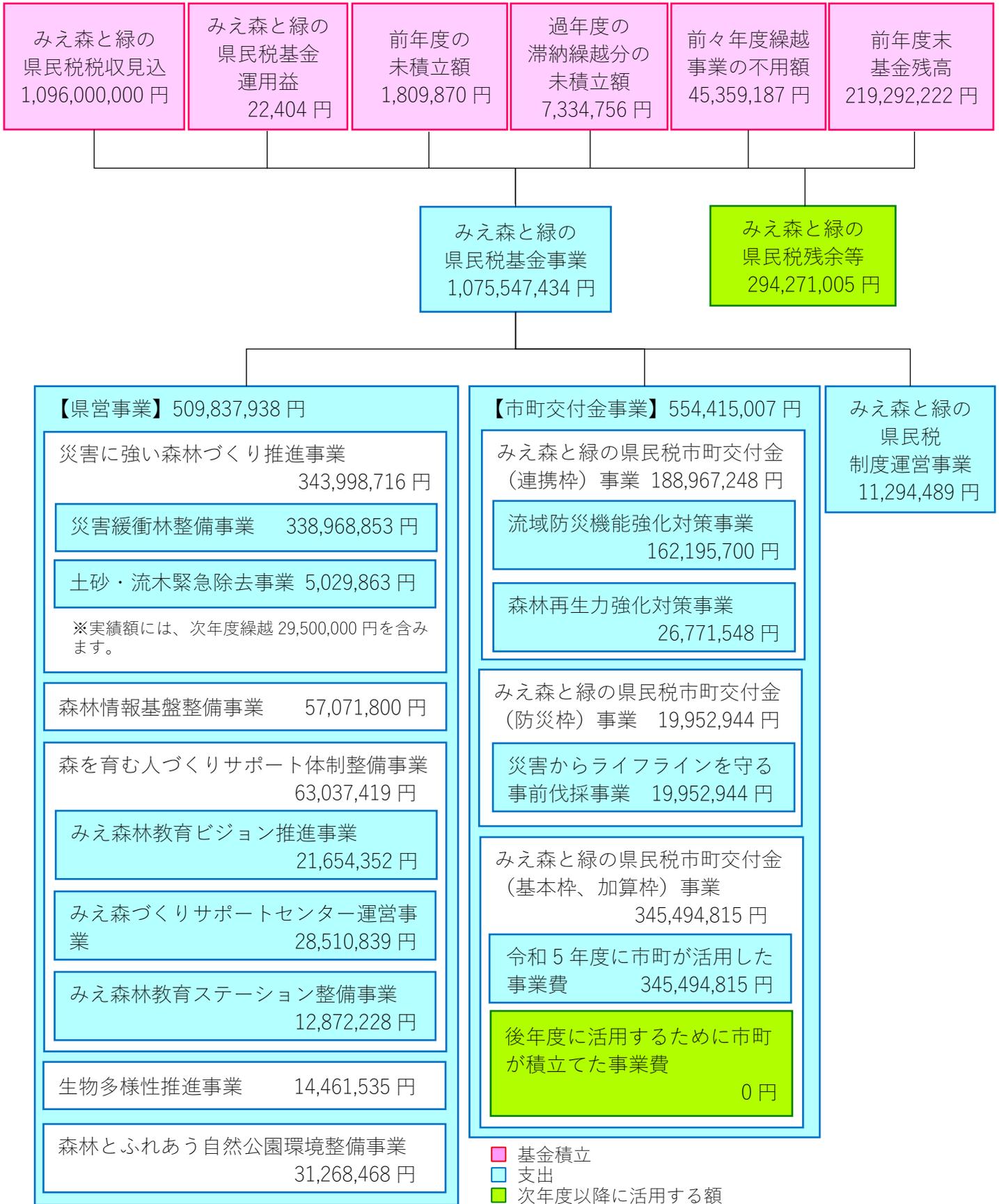
事業区分		R元	R2	R3	R4	R5
県営事業	災害に強い森林づくり推進事業	404,895	377,048	376,955	377,513	343,999
	森林情報基盤整備事業	74,063	68,623	83,807	88,384	57,072
	森を育む人づくりサポート体制整備事業	38,100	78,149	69,443	63,262	63,037
	生物多様性推進事業	3,078	3,306	4,187	17,072	14,462
	みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業	2,619	2,978	—	—	—
	森林とふれあう自然公園環境整備事業	7,726	6,204	7,488	9,057	31,268
市町交付金事業	みえ森と緑の県民税市町交付金事業	538,224	512,973	541,076	608,335	554,415
みえ森と緑の県民税制度運営事業		9,572	7,657	7,195	9,553	11,294
合計		1,078,277	1,056,937	1,090,153	1,173,176	1,075,547

※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度への繰越額を含みます。

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

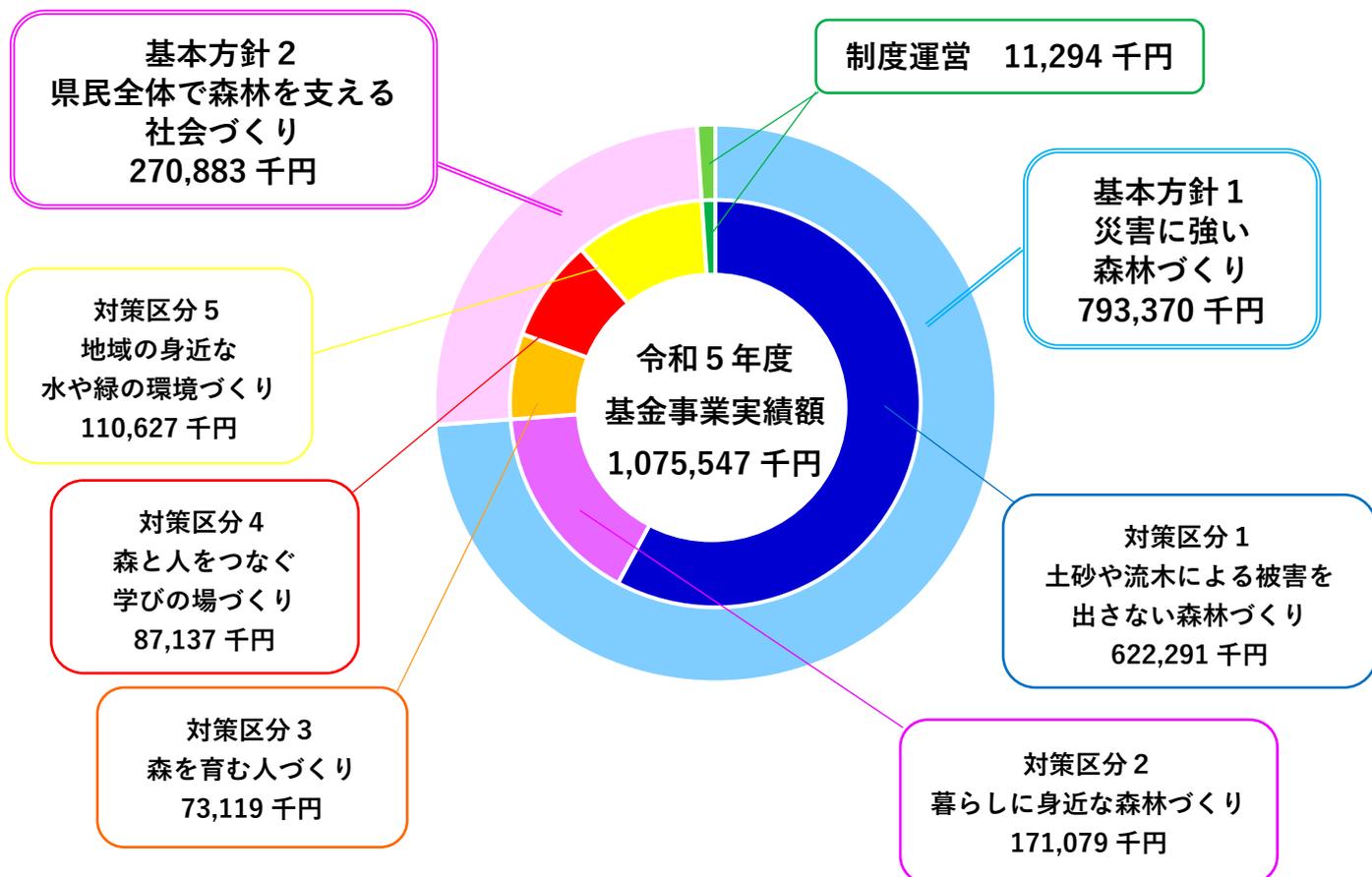
※ R元の「生物多様性推進事業」は、「森里川海つながり推進事業」として実施

2 事業の構成



3 基本方針及び対策区分別実績額

令和5年度基金事業の基本方針別、対策区分別の実績額は次のとおりです。

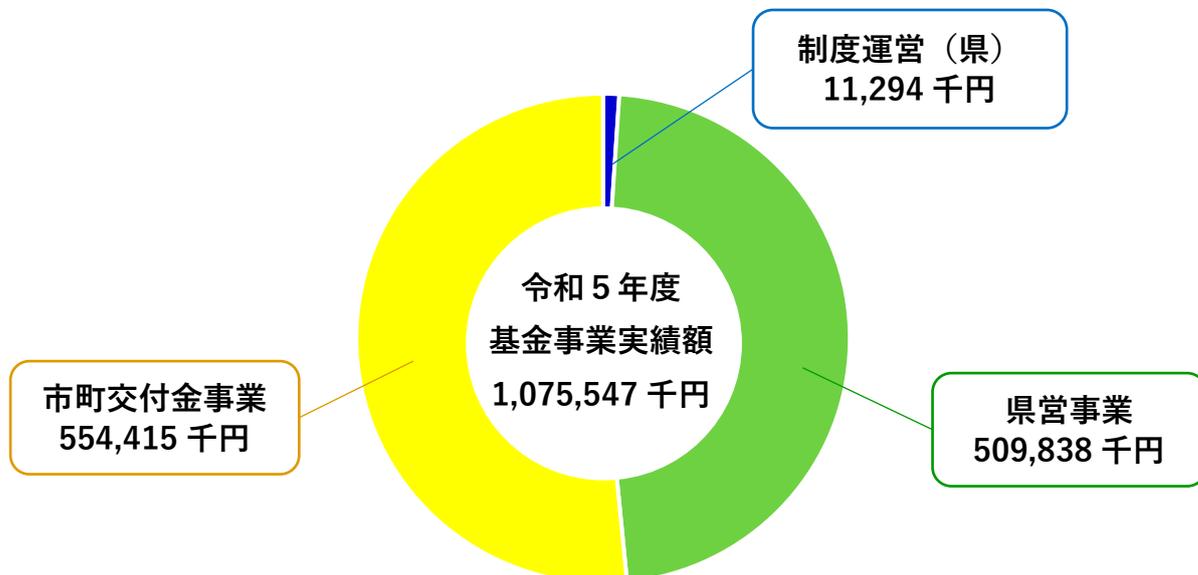


4 実施主体別実績額

県は、基本方針1のうち、対策区分1に重点的に取り組むとともに、事業効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を進めました。

市町は、地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策に取り組みました。

令和5年度基金事業の実施主体別の実績額は次のとおりです。



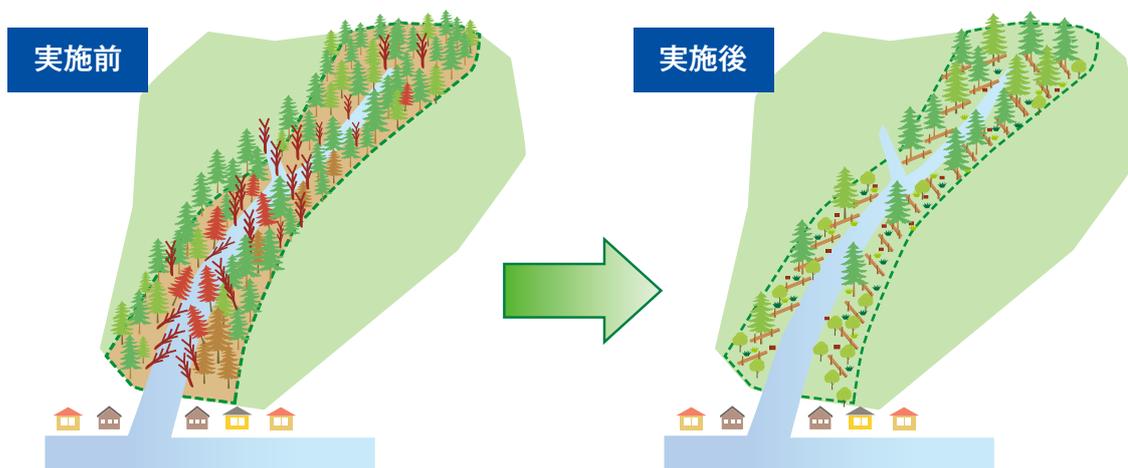
第3 令和5年度基金事業の実施状況と評価

1 県営事業

(1) 災害に強い森林づくり推進事業

①災害緩衝林整備事業〔継続〕

事業費	338,969千円
基本方針	1 災害に強い森林づくり
対策区分	1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
事業概要	<p>流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの森林において、流木や土砂の流出に対して緩衝効果を発揮する一定幅の森林について調整伐等を実施し、緩衝機能を高める森林整備を行います。</p> <p>また、それらの事業投入による効果を明らかにするために、科学的な視点での研究・調査を実施します。</p> <p><事業の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 溪流内の倒木や枯損木、根の浮き上がった木、劣勢木等、流木の発生源となる危険木の伐採 ○ 溪流沿いの立木における調整伐 ○ 伐採木の山腹斜面での土砂止め等への利用、又は林外への搬出 ○ 事業の効果検証にかかる調査・研究（林業研究所及び大学との共同研究）



<災害緩衝林整備事業イメージ>

事業の実施状況

実施箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積
28箇所（11市町）	3,217.0 ^m ₃	102.3ha



<災害緩衝林整備事業実施状況>
 溪流部の対策（紀北町林の谷）



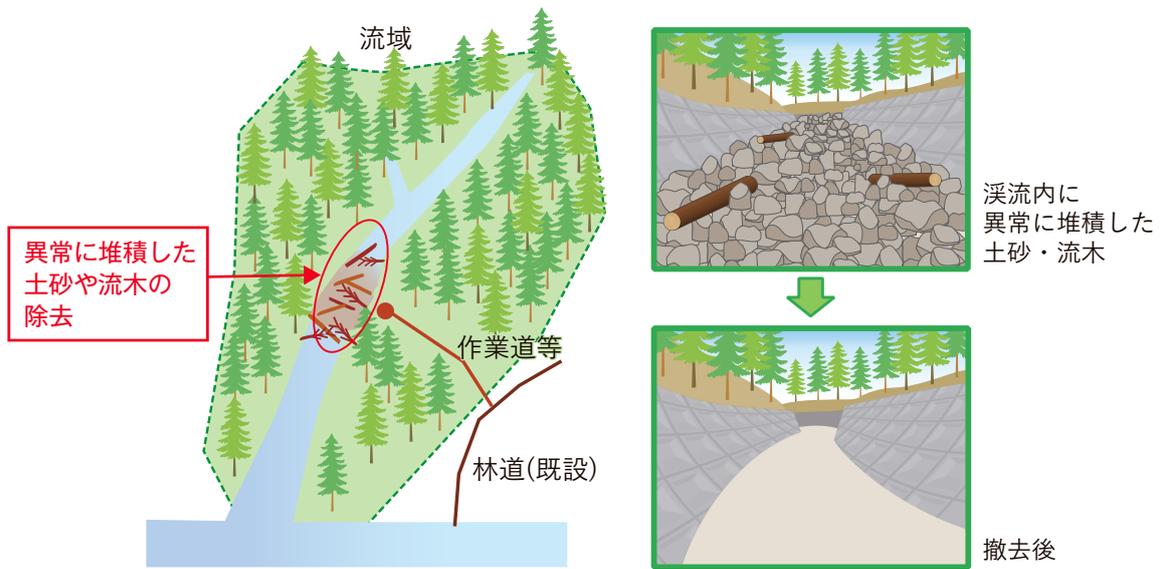
<災害緩衝林整備事業実施状況>
 溪岸部の対策（大紀町樋ノ谷）

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている
評価 ・ 提言	<p>本事業により、台風や集中豪雨による溪流からの土砂や流木の発生が抑制され、災害の発生を軽減する効果が期待できることが継続的な事業の検証結果からも認められ評価できる。また、事業実施前後に地元住民への回覧を実施し、事業の内容や効果などを情報発信したことは評価できる。</p> <p>一方、近年、気候変動に伴う豪雨などにより大規模災害が全国各地で発生するなか、深層崩壊等が発生した場合は、森林の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定される。</p> <p>今後も引き続き、治山ダムの設置など他の取組とも連携しながら、さらなる「災害に強い森林づくり」の推進に努められたい。</p>			

②土砂・流木緊急除去事業〔継続〕

事業費	5,030千円
基本方針	1 災害に強い森林づくり
対策区分	1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
事業概要	<p>荒廃した溪流内に異常に堆積して、集中豪雨等により流出する恐れのある土砂や流木について、搬出・除去を行います。</p> <p><事業の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○溪流内に異常に堆積した土砂や流木等の搬出・除去 ○必要に応じて流木止めなどの簡易施設の設置



<土砂・流木緊急除去事業イメージ>

事業の実施状況

実施箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積
2箇所（2市町）	181.0m ³	14.9m ³

評価委員会の評価・提言

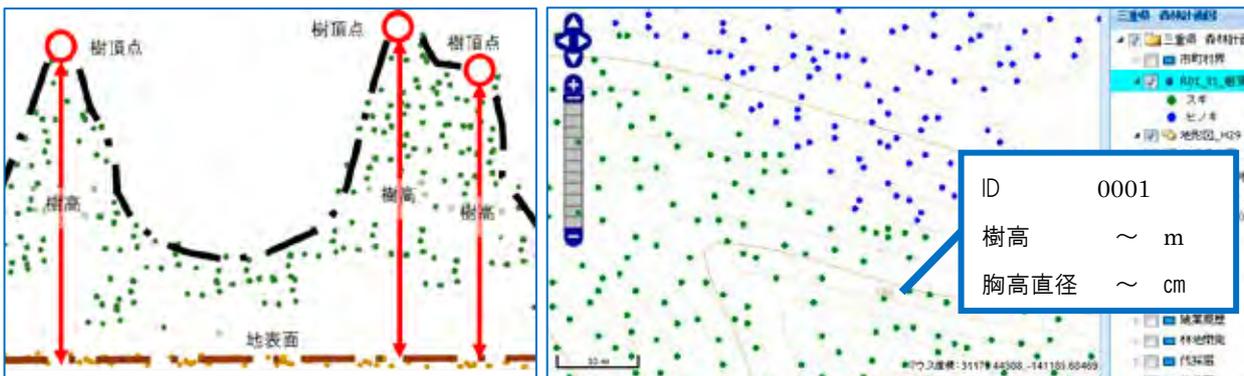
	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている
評価・提言	<p>溪流内に堆積した土砂や流木の流出を防止するうえで、有効な事業であると考えられ、下流域の住民の危機管理の点から優先すべき箇所を選定して対応することで、今後も豪雨時における被害を軽減させることが期待できる。情報発信については、各市町におけるパネル展示などを実施しているが、今後は、県民の事業への理解がより一層進むよう、発信の方法を工夫しながら取り組まれることを期待する。</p>			

(2) 森林情報基盤整備事業〔継続〕

事業費	57,072千円
基本方針	1 災害に強い森林づくり
対策区分	1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
事業概要	<p>災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握し、災害に強い森林づくりを効果的に進めるため、航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析を実施します。また、得られた森林資源情報を市町と共有することで、市町による森林の適正な管理を促進します。</p> <p><事業の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○航空レーザ測量により得られた点群データから微地形図等の地形データを作成するとともに、スギ・ヒノキの胸高直径、樹高、形状比等を明らかとする森林資源解析を実施し、林解析データを作成 ○成果品：森林GISの主題図として、傾斜区分図、立体地形表現図、森林資源解析図を作成

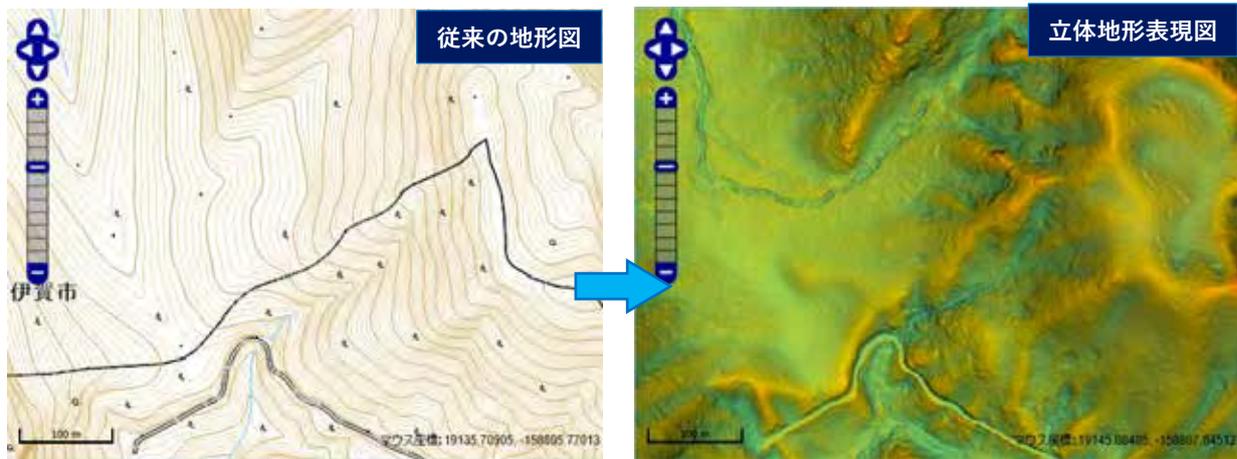
事業の実施状況

区 分	実施面積	備 考
森林資源解析	99,320ha	桑名市、いなべ市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、大紀町、名張市、伊賀市

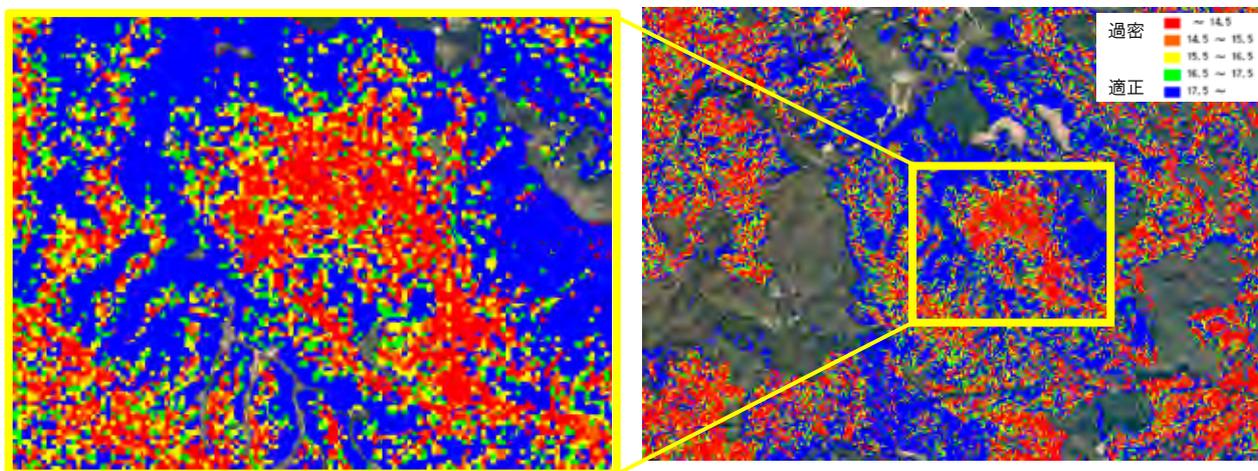


<航空レーザ測量による樹頂点の抽出イメージ>

樹頂点の位置を抽出し、推定した単木情報（樹高や本数、太さ、単木材積）が取得できます。



< 航空レーザ測量成果の一例 立体地形表現図 >
従来の地形図よりも詳細な地形情報が取得できます。



< 航空レーザ測量成果の一例 相対幹距比 >

単木情報を林分単位（10m×10m）に集約し、森林の状態を可視化することで、森林整備の優先順位を決定するために活用できます。

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である
評価 ・ 提言	<p>森林資源情報の整備は「災害に強い森林づくり」を推進するためにも重要である。森林資源情報を視覚的に分かりやすい形で整備するとともに、市町や林業事業者等への航空レーザ測量や森林資源解析の講義、県民がWEB上で情報を確認できる体制の構築など、積極的に情報発信している点は評価できる。</p> <p>今後も引き続き「災害に強い森林づくり」のさらなる推進に向けて、航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析を進めるとともに、これまでの成果を活用して取り組まれた優良事例の展開を期待する。</p>			

(3) 森を育む人づくりサポート体制整備事業〔継続〕

①みえ森林教育ビジョン推進事業

事業費	21,654千円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	3 森を育む人づくり
事業概要	<p>みえ森林教育ビジョンを実現するため、森林教育の裾野を広げ、子どもから大人まで一貫した教育体制を構築し、主体的・対話的で深い学びの充実を図るためのイベントや講座の開催、みえ森林ワークブックの作成などに取り組みます。</p> <p><事業の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林教育イベント「みえ森林教育シンポジウム」の開催 ○森林教育プログラムの展開（講座の開催、アドバイザー派遣、副読本、ワークブックの作成）

事業の実施状況

区 分	回数・箇所数	延べ参加人数等	備 考
森林教育イベントの開催	1回	407人	第2回みえ森林教育シンポジウム
森林教育プログラムの展開	29日	526人	
小学生向け冊子の発行	—	—	副読本：県内の小学5年生の児童に配布 ワークブック：県内の小学5、6年生の児童に配布



<みえ森林教育シンポジウムのワークショップ>
(幼児教育・保育セッション)
幼児保育関係者でのグループワーク



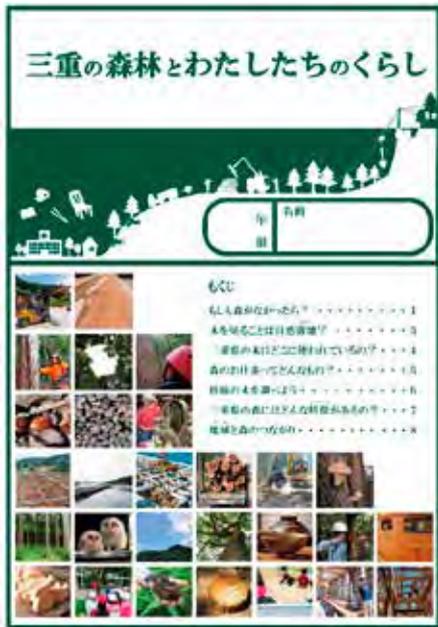
<森林教育プログラムの展開>
(ジュニアフォレスター育成講座)
セーザイゲームで原木市場と木取りの模擬体験



<森林教育プログラムの展開>
(指導者養成講座)
弓矢づくりでの指導実践



<森林教育プログラムの展開>
(学生向け講座)
製材所視察の様子



<小学5年生に配布した副読本>
「三重の森林とわたしたちの暮らし」

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価 ・ 提言	<p>林業従事者にとどまらず、木材など森の恵みを暮らしに取り入れる消費者、森と人とのかわりについて伝える指導者など、さまざまな形で森とかわる人を育み、「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する重要な事業であると考えられる。</p> <p>森林や緑を大切に思い育む意識を県民に浸透させていくためには、長期的視点に立った戦略と、それをふまえた着実な取組の継続が重要である。森林教育シンポジウムや、さまざまな世代を対象とした講座の開催などを通じて、森林教育の輪を広げていくことを期待する。</p>			

②みえ森づくりサポートセンター運営事業〔継続〕

事業費	28,511千円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	3 森を育む人づくり
事業概要	<p>学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、森林教育や森づくり活動に対する広域的・総合的なサポートを行います。</p> <p><事業の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林教育指導者や学校関係者を対象とした養成講座の開催 ○森林教育指導者等への活動支援 ○学校現場における森林教育の支援（出前授業、コーディネート、相談対応） ○森の写真教室及びみえの森フォトコンテストの実施 ○森づくり活動の支援（県民参加の植樹祭、技術支援）

事業の実施状況

区 分	実施回数	延べ参加人数 学校数	備 考
指導者養成講座	11回	169人	
森の学校	25回	1,031人	
出前授業	11回	小学校6校 その他5箇所	
森林教育コーディネート	44回	小学校25校 その他19箇所	



<指導者養成講座>

左：「森林教育指導者養成講座（自然保育）」

右：「森林教育指導者養成講座（LEAF ローカルインストラクター編）」



< 森の学校（奈屋浦漁港） >
小枝のボールペン作り



< 森の学校（三重県総合文化センター） >
森のおくりものオブジェ



< 出前授業（桑名市立陽和幼稚園） >
森のおはなし



< 森林教育コーディネート（玉城町立外城田保育所） >
園庭の樹木観察

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>みえ森づくりサポートセンターで実施されているさまざまな講座や体験活動を通じて、「森を育む人づくり」が進められており、森林教育指導者数も増加している点について評価できる。また、学校等からの相談に応じたコーディネート業務により、森林教育や森づくり活動の促進が図られるとともに、育成した指導者の活動機会を確保して、社会啓発に貢献されている点も評価できる。</p> <p>事例集やホームページ、SNSなど、さまざまな媒体を活用した情報発信に努めるとともに、事後アンケートの実施などにより、取組の効果や課題を把握し、その結果をふまえてブラッシュアップを図っていくことが必要である。</p>			

③みえ森林教育ステーション整備事業〔継続〕

事業費	12,872千円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	4 森と人をつなぐ学びの場づくり
事業概要	<p>三重県民の森みえ森林教育ステーションの運営を行うとともに、森林教育活動を展開します。また、森林教育ステーションの認定や活用に向けた支援を行うほか、新たな森林教育活動のフィールドを整備します。</p> <p><事業の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○三重県民の森みえ森林教育ステーションの運営 ○みえ森林教育ステーションの認定と活用支援 ○三重県林業研究所におけるみえ森林教育ステーションの整備

事業の実施状況

区分	数量	備考
三重県民の森みえ森林教育ステーションの運営	10,561人	利用人数
森林教育ステーションの認定	15施設	新たに認定した施設数



<森林教育イベント>

三重県民の森みえ森林教育ステーションにおける夏さんぽ



<ステーションの認定>

松阪市子育て支援センター 森のくまさん

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	C 取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
評価・提言	<p>森林や木とのふれあいの拠点となる「三重県民の森みえ森林教育ステーション」では、多様なイベントが開催され、1万人を超える県民に利用されるとともに、みえ森林教育ステーションの新たな認定や、林業研究所におけるみえ森林教育ステーションの整備など、取組が着実に拡大している点について評価できる。</p> <p>今後は、利用者の増加を図るための効果的な情報発信に加え、みえ森林教育ステーションの認知度向上に向けたさらなる工夫に期待する。</p>			

(4) 生物多様性推進事業〔継続〕

事業費	14,462千円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	5 地域の身近な水や緑の環境づくり
事業概要	<p>県民や事業者の生物多様性に関する正しい理解を促進するため、普及啓発を行うとともに、生物多様性の重要な指標の一つである希少種の生息状況を明らかにするための情報収集、調査を行い、得られた成果を事業者等による生物多様性への配慮の促進に活用します。</p> <p><事業の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○野生生物生息状況調査の実施 ○絶滅の恐れのある評価すべき野生生物リスト内の種の調査 ○レッドリストの作成 ○合同調査や専門家の派遣などによる、自然環境保全活動の支援

事業の実施状況

区 分	数 量	備 考
野生生物の生息状況調査	295地点	ガン類、カモ類、ハクチョウ類、カワウ
絶滅の恐れのある評価すべき野生生物リスト内の種の調査	10分野（77回）	
レッドリストの作成	1件（2,082種）	
自然環境保全活動の支援	6活動	マメナシ、ギフチョウ、アゼオトギリ、マイヅルテンナンショウ、ウシモツゴ、ため池外来種駆除



左：<自然観察会>
親子標本作成体験会

右：<自然環境保全活動>
マメナシの保全活動

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価 ・ 提言	<p>生物多様性の保全は、私たちの暮らしを支える欠かせないものであり公益性が認められるほか、希少野生動植物等の生息地の明確化や生息状況の調査は、開発行為と自然環境との調和を図るためにも有効であることから、引き続き持続的な取組を展開されたい。</p> <p>令和6年度に予定されている新たなレッドデータブックの発行にあたって、発行の趣旨や、生物多様性の保全の重要性などについて、広く県民に周知を図るとともに、県民税を活用した取組であることについても積極的に発信されたい。</p>			

(5) 森林とふれあう自然公園環境整備事業〔継続〕

事業費	31,268千円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	5 地域の身近な水や緑の環境づくり
事業概要	<p>地域のNPOや団体、市町等と連携し、自然公園の園地や自然歩道等を活用して実施する森林教育のイベントやガイドツアー等を実施します。</p> <p>また、そのフィールドとなる自然公園の園地や自然歩道等において、施設の点検や安全確認を行い、安全・安心に利用できるようサイン標識や看板の設置、歩道整備や転落防止柵の改修などを行います。</p> <p><事業の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林環境イベントや自然観察ツアーの開催 ○森林教育フィールドの整備

事業の実施状況

区 分	実施回数	備 考
自然観察ツアー	16回	参加人数152人
森林教育イベント	8回	参加人数142人
生活環境保全林整備	1箇所	横山生活環境保全林（志摩市）



<自然観察ツアー>
ツアーガイドからの説明



<森林教育イベント（植樹体験）>
参加者による植樹状況

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価 ・ 提言	<p>本事業で実施されている自然観察ツアーや森林教育イベントは、森林教育を推進していくうえで効果的である。また、参加者自らが自然公園の利用環境の整備に取り組むイベントは、県民の森林や自然公園への愛着を育む有効な取組であると考えられる。生活環境保全林の整備については、整備箇所において、森林教育のフィールドとしての活用が進むとともに、施設利用者の増加にも資するものと考えられ評価できる。今後は、ツアーやイベントの参加者だけでなく、県民にも広く事業の効果が波及するよう、積極的な情報発信などに取り組むことを期待する。</p>			

2 市町交付金事業

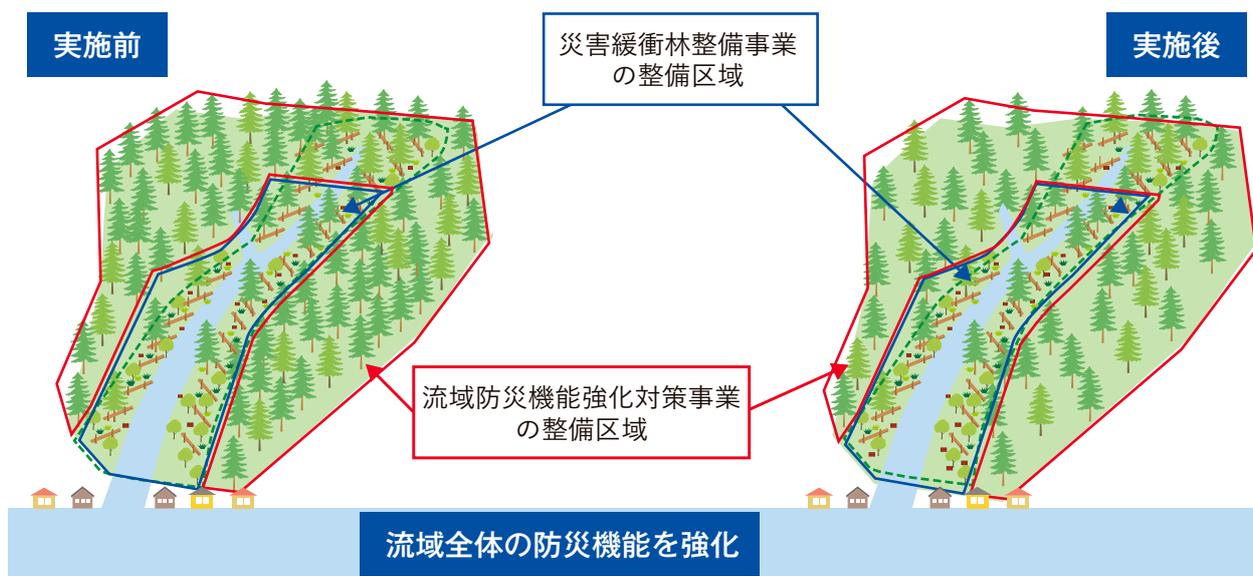
(1) みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業

①流域防災機能強化対策事業〔継続〕

事業費	162,196千円
基本方針	1 災害に強い森林づくり
対策区分	1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
事業概要	<p>人家等の保全対象から概ね2 km以内の溪流沿いの森林であって、適正な管理がされておらず、流木や土砂の流出により下流に被害を及ぼす恐れがある森林を対象に、市町が、森林所有者と当該森林の管理及び施業方法等について定めた協定を締結したうえで、間伐等の森林整備を実施します。</p> <p><事業の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○間伐等（災害緩衝林一体型） 県が実施する災害緩衝林整備事業の整備範囲の森林と一体的に整備することで、防災機能をより強化することができる森林を整備 ○間伐等（環境林・特定水源地域） 県ゾーニングが環境林、または三重県水源地域の保全に関する条例に規定する特定水源地域として指定されている森林を整備

事業の実施状況

実施市町数	整備面積	備考
12市町	316.11ha	津市、松阪市、多気町、大台町、志摩市、度会町、大紀町、名張市、伊賀市、紀北町、熊野市、紀宝町



<流域防災機能強化対策事業イメージ>



< 根系や下層植生の発達を促す森林整備の施工状況（紀宝町） >

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている
評価・提言	<p>当事業は、県営事業である「災害緩衝林整備事業」と一体的に取り組み、その周辺の森林を面的に整備することで、土砂の流出防止や根系の発達による減災効果も期待でき評価できる。</p> <p>一方、近年、気候変動に伴う豪雨などにより大規模災害が全国各地で発生するなか、深層崩壊等が発生した場合は、森林の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定される。今後も引き続き、治山ダムの設置など他の取組とも連携しながら、さらなる「災害に強い森林づくり」の推進に努められたい。</p>			

②森林再生力強化対策事業〔継続〕

事業費	26,772千円
基本方針	1 災害に強い森林づくり
対策区分	1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
事業概要	<p>(1) 獣害防止施設等整備</p> <p>森林所有者等が、市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内で、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生獣による森林被害の防止、野生獣の移動の制御等を図るための獣害防止施設等の整備に対して市町が支援します。</p> <p>< 事業の内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○植栽タイプ：伐採跡地等において、植栽とあわせて行う獣害防止施設等の整備 ○天然更新・更新補助タイプ：「植栽タイプ」の事業区域と隣接し、林業経営に適さないことから天然更新等を図る伐採跡地等において行う獣害防止施設等の整備 ○獣害防止施設等補修：豪雨等で破損した既設の獣害防止施設等の補修

(2) ニホンジカの捕獲等

市町が、市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内において、ニホンジカの生息密度を適正な範囲に誘導していくため、獣害防止施設等の整備箇所周辺で、ICT等の新たな技術を用いた捕獲をモデル的に実施し、効果検証に取り組みます。

事業の実施状況

実施市町数	獣害防止施設等整備延長	備考
7市町	36,357m	津市、松阪市、多気町、大台町、大紀町、紀北町、熊野市



< 獣害防止施設の設置状況（大台町） >



< 整備後点検状況（紀北町） >

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている
評価・提言	<p>甚大な獣害被害により、再造林が森林所有者の大きな負担となるなか、獣害防止施設の整備を支援する当事業は、植栽木を獣害から守り、健全な育成を図ることで、確実に森林を更新し、森林の持つ多面的機能を発揮させるためにも有効である。</p> <p>令和6年度からは、制度の見直しにより、獣害防止施設の整備に加え、植栽や下刈りなどを一体的に支援する県営事業が開始される。早期に森林を更新し「災害に強い森林づくり」を実現するため、効率的な事業執行に努められたい。</p>			

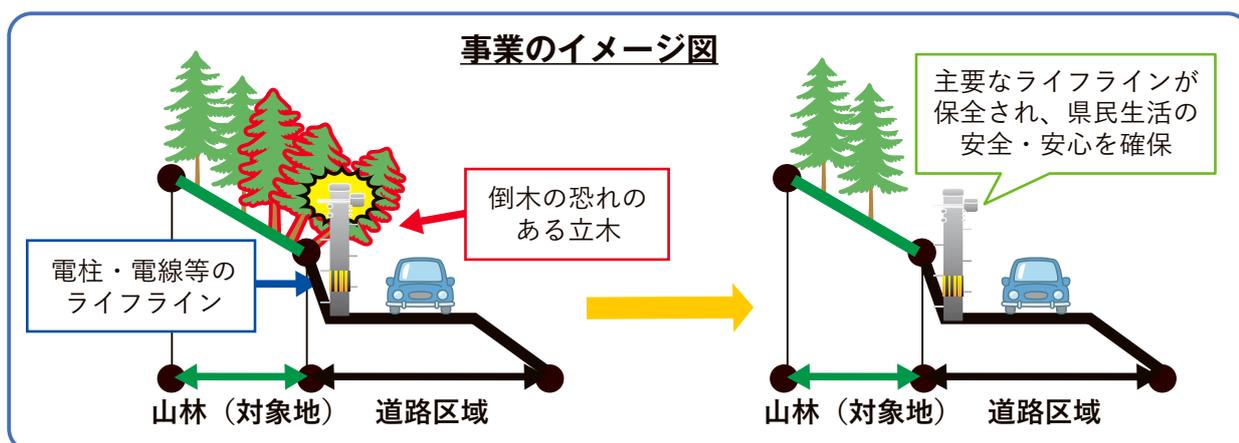
(2) みえ森と緑の県民税市町交付金（防災枠）事業

①災害からライフラインを守る事前伐採事業〔継続〕

事業費	19,953千円
基本方針	1 災害に強い森林づくり
対策区分	2 暮らしに身近な森林づくり
事業概要	<p>台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採に、電力会社等と連携して取り組む市町に対して支援します。</p> <p><負担割合> ライフライン事業者1/2、市町1/4、県1/4</p> <p><事業の内容></p> <p>○伐採調査 事業の対象となる箇所において、伐採施工前に実施する施工範囲などの現地調査や、伐採対象木の所有者の確定、及び承諾交渉、また、図面及び設計根拠資料の作成等</p> <p>○伐採施工 事業の対象となる箇所における、配電線などのライフラインを寸断する恐れのある樹木や枝葉の伐採や集積等</p>

事業の実施状況

実施市町数	伐採本数	備考
10市町	3,884本	四日市市、鈴鹿市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、鳥羽市、度会町、名張市





< ライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採の状況（度会町） >



< 事前伐採の施工中の状況（津市） >

< 事前伐採の施工中の状況（多気町） >

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	<p>C 取組は妥当であるが さらに工夫が必要である</p>	<p>B 取組が妥当である</p>	<p>B 取組が妥当である</p>	<p>C 取組は妥当であるが さらに工夫が必要である</p>
評価 ・ 提言	<p>当事業は、県民の暮らしを守るうえで重要であり、市町等関係者にとっても有効と考えられ評価できる。一方、樹木の伐採に伴い山腹崩壊などによる災害が発生することがないよう、現場の状況に応じた伐採方法の工夫や広葉樹の植栽などの配慮が必要である。市町、ライフライン事業者と連携し、現場の状況に応じた取組を進めながら、事業のさらなる推進を図るとともに、事業の必要性や成果について、より一層の情報発信に努められたい。</p>			

(3) みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業〔継続〕

事業費	458,784千円 <内訳> 令和5年度交付額：345,495千円 基金活用額：113,289千円
基本方針	1、2
対策区分	1～5
事業概要	<p>森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となる市町が、市町交付金を活用することで、地域の実情に応じて創意工夫して森林づくり等の施策を展開します。</p> <p><事業費の配分></p> <p>1市町当たり500万円の均等配分に加えて、森林面積や人口を算定基礎として算定する「基本枠交付金」と、平成30年2月刊行森林・林業統計書に記載されている森林面積が100ha未滿または森林率が10%未滿である市町からの事業計画申請に基づいて「加算枠交付金」を交付しました。なお、加算枠交付金の5年間の累計申請上限額は、1,000万円です。交付の対象とする事業は、事業実施の3原則を満たしたうえで、2つの基本方針及び5つの対策に沿った事業としますが、森林環境譲与税と同一の事業には充当できません。また、次の見直しまでの期間に市町交付金事業の財源に充てるための基金の積立も交付の対象とします。</p>

事業の実施状況

対策区分	市町数	事業数	事業費	備考
1	3市町	3事業	32,253千円	
2	25市町	47事業	177,687千円	うち基金活用額 26,561千円
3	20市町	31事業	22,971千円	うち基金活用額 17千円
4	21市町	36事業	146,592千円	うち基金活用額 72,327千円
5	12市町	16事業	79,281千円	うち基金活用額 14,384千円
計	29市町	133事業	458,784千円	うち基金活用額 113,289千円



<対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり>
河川周辺森林立枯木整備事業（紀北町）



<対策区分2：暮らしに身近な森林づくり>

松くい虫防除事業（志摩市）

危険木伐倒等業務（東員町）



<対策区分3：森を育む人づくり>

森林環境教育事業（あさひ竹プロジェクト）
（朝日町）

森林環境教育推進事業（名張市）



<対策区分4：森と人をつなぐ学びの場づくり>

木とふれあう学校環境づくり事業（尾鷲市）

保育園木育推進事業（松阪市）



<対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり>

自然環境保全事業（いなべ市）

森とふれあいの場拠点づくり事業（熊野市）



<市町による県民税の周知取組状況>

イベント開催時における県民税 PR
（津市）

福祉教育センターにおける県民税 PR
（木曾岬町）

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>市町が、地域の実情に応じて創意工夫しながら、県民にとって必要な事業に取り組まれていることは評価できる。事業実施後においては、県民税を活用した事業であることや、事業と「2つの基本方針と5つの対策」との関係についての情報発信に加え、「2つの基本方針と5つの対策」への効果検証が必要である。</p> <p>人家裏や通学路沿いにおける危険木の伐採を行う際は、山腹崩壊などによる災害が発生することがないよう、現場の状況に応じた伐採方法の工夫や広葉樹の植栽などの配慮が必要である。</p> <p>施設の木造・木質化や木製品の導入にあたっては、木材利用の価値や魅力が実感できるよう工夫するとともに、森林づくりとのつながりが県民に伝わるような取組の実施を徹底されたい。</p> <p>今後は、伐採に主眼を置いた事業など短期的視点での取組にとどまらず、森林の将来の姿を見据えた計画的な森林づくりなど長期的視点に立った取組も積極的に実施されたい。</p> <p>また、事業別実績書の作成にあたっては、評価に必要な情報を漏れなく記載するとともに、丁寧かつ分かりやすい資料づくりを徹底されたい。</p>			

3 みえ森と緑の県民税制度運営事業

事業費	11,294千円
基本方針	－
対策区分	－
事業概要	<p>みえ森と緑の県民税を活用した事業実施後の評価等について調査・審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」を運営するほか、みえ森と緑の県民税の認知度向上に向けて、さまざまな媒体を活用した情報発信に取り組みます。</p> <p><事業の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○みえ森と緑の県民税評価委員会の運営 ○みえ森と緑の県民税に関する情報発信

事業の実施状況

区 分	回数	備 考
みえ森と緑の県民税評価委員会	4回	4月11日、7月18日、8月29日、2月13日
F M三重オリジナル番組 「みえ森と緑の探検隊！」	13回	7月21日～10月13日
TVerによる動画上映	170,109回	7月21日～8月20日
中日新聞特集紙面	1回	10月14日
イベントブース出展	1回	10月14日、15日（住まいと暮らしの総合フェア2023in四日市ドーム）
CBCテレビ番組 「よしお兄さんの“みえ”推し！」	1回	10月18日
県政だよりみえ	1回	12月号
市町広報誌へのチラシ折込・自治会回覧	随時	12月～2月 広報誌への折込：6市町、回覧：4市町
リーフレット・チラシ・ポスター 配架・掲示	随時	県内コンビニ・イオン・マックスバリュ・ 県庁舎等
Facebook「みんなで支える 森林づくり・三重」	随時	
パネル展示	20回	県庁舎・市町庁舎・県有施設等



<第2回みえ森と緑の県民税評価委員会>
WEB会議システムを活用して開催



<10月15日イベントブース>
みえ森と緑の県民税の実績パネルを展示



<FM 三重オリジナル番組>
全13回放送



<CBC テレビ「よしお兄さんの“みえ”推し！」>
みえ森林教育ステーションを紹介しました



<パネル展示（三重県尾鷲庁舎）>



<パネル展示（三重県立図書館）>

三重の森林づくりのために、「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」を、それぞれの使途で県・市町が有効に活用しています！

県の面積の3分の2を占める森林は、木材生産だけでなく、水を貯える、地球温暖化を防ぐ、山崩れや洪水を防止するなど、私たちの生活に欠かせない大切な役割を果たしています。

県では、皆さんに納めていただいた「みえ森と緑の県民税」と田から譲与された「森林環境譲与税」を、それぞれ使途や目的を区分して活用し、森林づくりを進めています。

「みえ森と緑の県民税」(県税)とは？

平成26年度から、県が独自に徴収している税金です。徴収は、県と市町が、災害発生リスクを軽減するための「災害に強い森林づくり」と、森林づくりを将来に引き継いでいくための「県民全体で森林を支える社会づくり」に活用しています。

「みえ森と緑の県民税」の活用例

森林整備
災害に強い森林づくり

- 深流沿いの危険木の除去や周辺の森林整備
- 電線などのライフライン周辺や人家裏・通学路沿いの危険木の伐採など

人材育成
森を育む人づくり

- 森林教育の指導者養成や森林教育活動の推進
- 森林づくりボランティアなどの育成など

普及啓発
森と人をつなぐ学びの場づくり

- 森林や木材について学び・ふれあう森林教育を実施するための環境整備など



「森林環境譲与税」(国税)とは？

令和元年度から、全国の市町村と都道府県に国から譲与されている税金です。市町村では、間伐や林業の担い手の確保、木材利用の促進といった「森林整備の促進」などに、都道府県では「市町村の取り組みへの支援」などに活用しています。

「森林環境譲与税」の活用例

森林整備
森林所有者による管理が見込めない(林業経営に適さない)森林の整備

- 森林経営管理制度に基づく森林整備など

人材育成
林業の担い手の確保・育成

- 就業相談会や林業現場におけるインターンシップを通じた林業人材の確保
- 「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成など

木材利用
公共建築物の木造・木質化

- 地域材を利用した公共建築物などの木造・木質化、木製品の導入など

■令和6年度から、第3期(5年額)が始まります

みえ森と緑の県民税は、県民税均等割に上乗せする形で、個人の方は年額千円、法人は年額2千円から8万円(県民税均等割額の10%相当額)を納めていただく県税です。



問い合わせ先 農林水産部 みどり共生推進課
☎059-224-2513 ☎059-224-2070 ✉midori@prof.mie.lg.jp

■令和6年度から、「森林環境税」が課税されます

森林環境税は、個人住民税均等割と併せて、個人の方に年額千円を納めていただく国税です。その税額の全額が「森林環境譲与税」として市町村・都道府県へ譲与されるようになります。



問い合わせ先 農林水産部 森林・林業経営課
☎059-224-2564 ☎059-224-2070 ✉shirin@prof.mie.lg.jp

「森林環境税」と「森林環境譲与税」の課税



＜県政だよりみえ 12月号＞

「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」の使途の棲み分けについてわかりやすく掲載しました

評価委員会の評価・提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>県民税の創設から10年が経過するなか、依然として県民税の認知度は低い状況にあることから、これまでの取組を見直し、改善に向けた分析を実施しながら、より効果的な普及啓発を展開していく必要がある。</p> <p>また、令和6年度からは、国の森林環境税の課税が開始され、森林に関する税への関心が高まっており、県民税の必要性や成果について、より一層発信していく必要がある。テレビ、ラジオ、広報誌、SNSなどさまざまな媒体を活用しながら、県民税の必要性や成果を分かりやすく伝え、県民の理解や共感が得られるよう努められたい。</p>			

第4 資料編

1 令和5年度基金事業の実績

[県営事業]

1. 災害に強い森林づくり推進事業

市町別総括表

市町名	災害緩衝林整備			土砂・流木緊急除去			工事費合計 (千円)
	危険木 除去 (m ³)	調整伐 (ha)	工事費 (千円)	土砂除去 (m ³)	流木除去 (m ³)	工事費 (千円)	
四日市市							0
桑名市							0
鈴鹿市							0
亀山市	273.0	19.10	34,613				34,613
いなべ市							0
木曾岬町	—	—	—	—	—	—	—
東員町	—	—	—	—	—	—	—
菰野町				17.0	14.9	3,100	3,100
朝日町	—	—	—	—	—	—	—
川越町	—	—	—	—	—	—	—
津市	262.0	7.42	18,468				18,468
松阪市	437.0	10.22	39,139				39,139
多気町	906.0	5.22	34,321				34,321
明和町							0
大台町	456.0		21,340				21,340
伊勢市							0
鳥羽市							0
志摩市							0
玉城町							0
度会町							0
大紀町	153.5	13.04	25,903				25,903
南伊勢町		10.69	18,152				18,152
名張市							0
伊賀市	233.5	22.06	40,136				40,136
尾鷲市	166.0	5.20	14,750				14,750
紀北町	301.0	3.85	13,919	164.0		1,927	15,846
熊野市	29.0	5.48	8,071				8,071
御浜町							0
紀宝町							0
合計	3217.0	102.28	268,812	181.0	14.9	5,027	273,839

(1) 災害緩衝林整備事業

市町	大字等	地区名	危険木除去 (m ³)	調整伐 (ha)
亀山市	関町市瀬	野々谷	51.0	5.54
亀山市	加太板屋	西谷	168.0	6.65
亀山市	白木町	南河内	27.0	4.04
亀山市	加太板屋	焼揚	23.0	0.50
亀山市	関町沓掛	安間平	4.0	2.37
津市	榊原町	河内谷ほか	44.0	1.57
津市	芸濃町河内	黒曾ほか	66.0	3.27
津市	白山町佐田	赤坂ほか	152.0	2.58
松阪市	大足町	大足山	163.0	5.06
松阪市	嬉野小原町	古城	64.0	0.83
松阪市	阿坂町	大谷	23.0	0.88
松阪市	茅原町	下ノ宮	155.0	0.81
松阪市	小片野町	北谷西平	32.0	2.64
多気町	土屋	クリノキダニ	339.0	3.07
多気町	車川	チョウラグチ	567.0	2.15
大台町	長ヶ	鈴又	456.0	
大紀町	田口	樋ノ谷(田口)	45.3	3.22
大紀町	永会	出作	44.2	6.57
大紀町	神原	中谷	64.0	3.25
南伊勢町	内瀬	豆原		10.69
伊賀市	上阿波	船ヶ谷	28.9	3.93
伊賀市	下阿波	宮谷	122.8	8.46
伊賀市	諸木	滝谷1	32.6	4.28
伊賀市	高尾	津元	49.2	5.39
尾鷲市	曾根町	梶賀道	166.0	5.20
紀北町	十須	江竜	114.0	1.49
紀北町	十須	林の谷	187.0	2.36
熊野市	五郷町	ボオノ	29.0	5.48
合計	11市町	28箇所	3,217.0	102.3

(2) 土砂・流木緊急除去事業

市町	大字等	地区名	土砂除去 (m ³)	流木除去 (m ³)
菰野町	千草	猿ヶ原	17.0	14.9
紀北町	船津	椎戸	164.0	
合計	2市町	2箇所	181.0	14.9

※実績数量は、令和6年3月31日現在のものです。四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

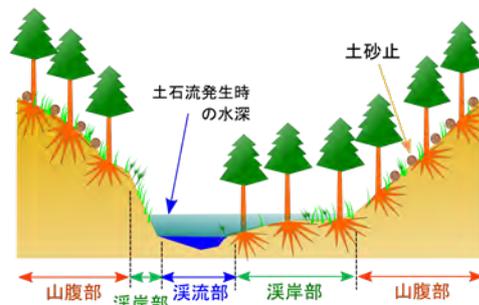
(3) 効果検証にかかる調査・研究事業

災害に強い森林づくり推進事業

効果検証にかかる調査・研究事業 成果の概要 (林業研究所)

事業目的と検証事項

- 山腹部・・・調整伐による立木の成長の促進、
斜面安定効果及び土砂流亡抑制効果発揮に対して
 効果検証が必要な事項
 - ・斜面安定効果, 土砂流亡抑制効果は発揮できるか? 項目1
 - ・立木の成長は促進されるか? 項目2
- 溪岸部・・・調整伐による立木の成長の促進*に対して
 効果検証が必要な事項
 - ・立木の成長は促進されるか? 項目2
- 溪流部・・・危険木除去による流木発生抑制効果に対して
 効果検証が必要な事項
 - ・流木発生抑制効果は持続しているか? 項目3



※本事業では胸高直径30cm以上の森林に誘導することを目標としている

効果検証にかかる調査・研究

項目1 樹木根系による斜面安定効果調査

根系発達による斜面安定効果を検証するために

- ① 根系分布調査, 根引き抜き試験により, 表層崩壊防止力を把握
- ② 土砂流亡量調査で, 土砂流亡抑制効果の持続期間を把握(三重大学共同研究)



調整伐と伐倒木を利用した土砂止の設置



根引き抜き試験



根系分布調査



土砂流亡量調査

項目2 UAV(ドローン)を用いた森林モニタリング調査

成長促進効果を検証するために

UAV空撮画像の解析により事業実施箇所の森林状況の変化を把握(名古屋大学共同研究)



UAV(ドローン)



調整伐実施後の状態変化を調査

項目3 整備森林における危険木発生状況調査

危険木除去による流木発生抑制効果を検証するために

危険木を除去した溪流での流木等危険木発生状況を把握(一部, 三重大学共同研究)



整備前



危険木除去



整備後



現状?

項目1 樹木根系による斜面安定効果調査 (R1~5)

目的:

- ① 根系による表層崩壊防止力の把握・・・山腹部における調整伐実施が斜面安定(根系による表層崩壊防止力)に及ぼす効果を明らかにする。
- ② 土砂流出量の継続調査・・・調整伐実施, 土砂止設置による土砂流出抑制効果の持続期間を明らかにする。

方法:

- ① 調整伐後6~11年経過したスギ林5カ所, 同6~8年経過したヒノキ林5カ所において, それぞれ調整伐実施地と未実施地の立木間中央部(崩壊防止力の最弱部)各3カ所で根系分布調査を行った。得られたデータに対し, 根引き抜き試験から得た崩壊防止力推定モデルを適用して崩壊防止力を推定し, 調整伐実施地と未実施地との比較検証を行った。
- ② 平成27~29年度に土砂流出量観測を行った3カ所の試験地で観測を継続した(三重大学共同研究)。

結果:

- ① 調整伐実施地では, 調整伐直後は伐採木の根系腐朽により, 立木間中央部の崩壊防止力は一時的に低下すると推測されるが, 調整伐の効果により, 未実施地と比較して立木間距離が長いにも関わらず, 6~11年後には崩壊防止力が同程度まで大きくなった(図-1)。全調査地の根系分布データから, 立木間距離と崩壊防止力の関係を解析したところ, 同じ立木間距離では実施地の方が未実施地よりも崩壊防止力が大きかった(図-2)。これらの結果より, 実施地の根系による崩壊防止力は, 斜面全体では未実施地よりも大きくなっていると考えられた。
- ② 調整伐後の林床被覆率上昇に伴って土砂流出量は減少し, 調整伐後8年経過時点でも低い水準で保たれていた(図-3)。林床被覆率が高い状態が保たれていることから, 今後も土砂流出抑制効果は持続することが推察された。

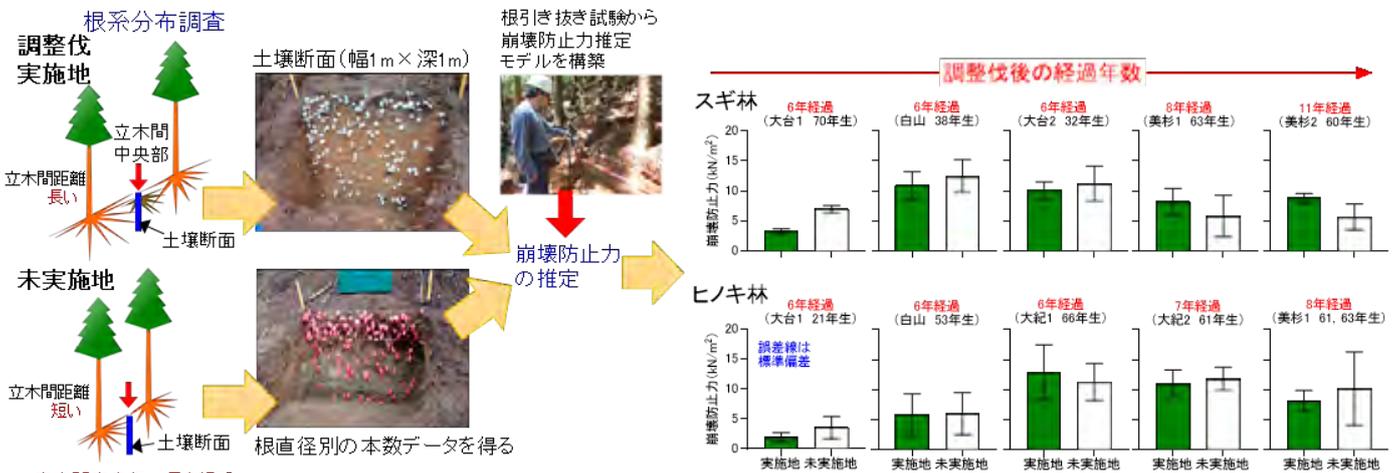


図1. 調整伐実施地と未実施地における表層崩壊防止力の比較

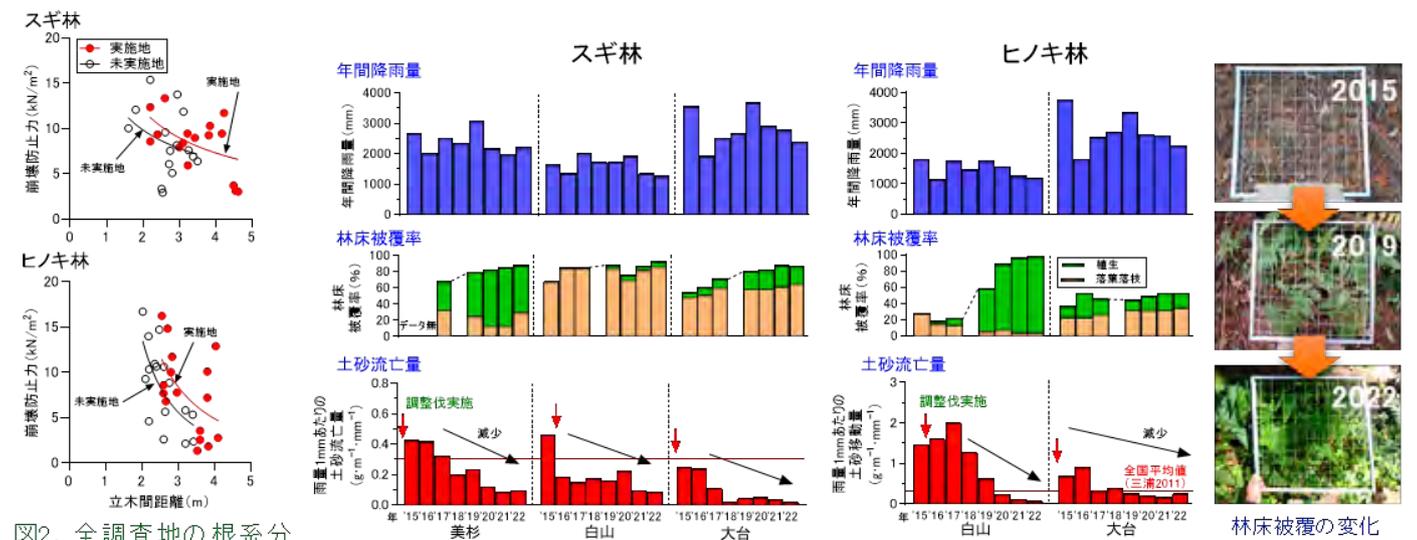


図2. 全調査地の根系分布データによる立木間距離と崩壊防止力の関係

図3. 調整伐後の林床被覆率と土砂流出量の経年変化

- ① 調整伐後6~11年で根系による崩壊防止力は斜面全体では未実施地よりも大きい
- ② 調整伐と土砂止による土砂流出抑制効果は調整伐後8年時点まで持続していた

項目2 UAVを用いた森林モニタリング調査 (R1~5)

目的:

UAVにより山腹部、溪岸部での調整伐による立木の肥大成長促進や健全性向上の効果を広域的に検証する。

方法:

平成26年度から調整伐前後の森林状態の変化を広域的にモニタリングしているが、これまでの航空レーザ測量に代わりUAV(ドローン)を使用することで、面積は限定されるものの低コストで即時的に森林情報を得られる可能性がある。

平成26年度設定モニタリング区域内(大台町)において設定した3カ所の空撮区域、令和元年度事業実施地において設定した3カ所の空撮区域でUAVによる空撮を行った。大学との共同研究により UAV空撮データから高精度で森林情報を取得するための技術を開発し(図4)、取得した空撮データを解析することで(図5)、調整伐後の森林状態の変化を広域的に把握した(名古屋大学共同研究)。

結果:

調整伐を行うことによる直径成長の促進効果(図6)、森林資源の現況や現時点での目標直径到達状況などを広域的に確認できた(図7)。

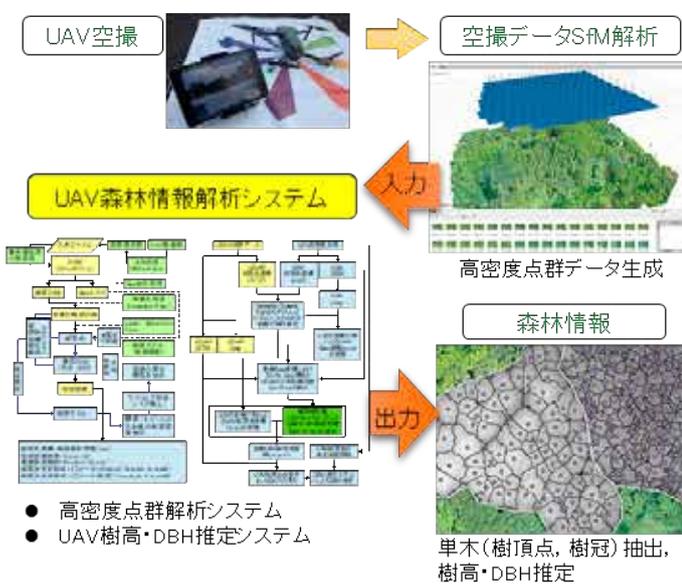


図4. UAV空撮画像からの森林情報解析技術

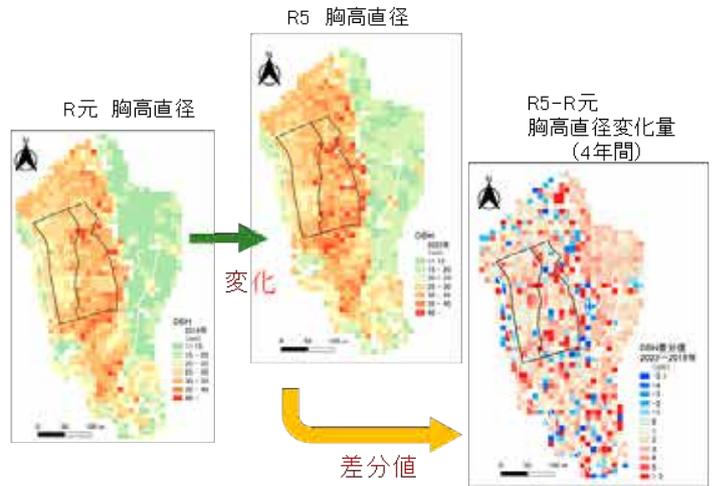


図5. 森林状態の変化量把握(胸高直径の例)

単木単位データを10m×10mメッシュ単位でマップ化し、2時期間の変化量をGISで計算

●作成したオルソフォト

大台1-3
2014年度に調整伐実施



●モニタリングの例(胸高直径の4年間の変化)

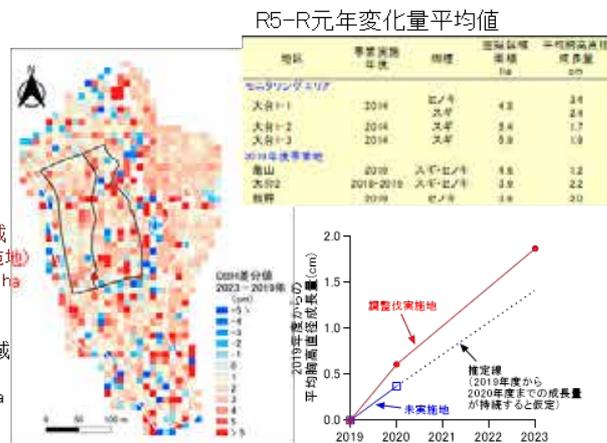


図6. 令和元年(調整伐後5年)から令和5年(同9年)の胸高直径の変化量(大台1-3地区)

●モニタリングの例(胸高直径の現況)

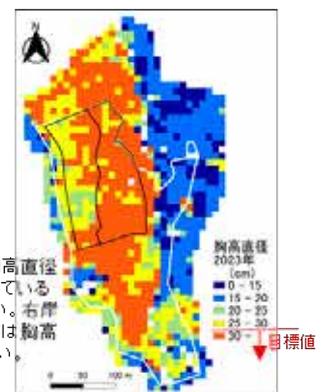


図7. 胸高直径の現況(令和5年, 大台1-3地区)

UAVにより調整伐による直径成長改善や森林の現況を広域的に確認できた

項目3 整備森林における危険木発生状況調査 (R1~5)

目的:

溪流部で実施している危険木(倒流木)除去による流木発生抑制効果を検証する。

方法:

平成26年度、27年度事業により溪流部の危険木除去を行った67箇所の整備溪流(延長55~2,015 m, 平均延長548 m, 総延長36,700 m)を除去から3~6年後に踏査し、倒流木発生の実況を多点調査した(図8)。また、整備溪流4力所(延長283~673m)、未整備溪流2力所(延長368, 745m)に固定試験地を設定し(図12)、毎年、冬季の湯水期に危険木の発生、消失、移動状況を追跡調査した(一部、三重大学共同研究)。

結果:

平成26、27年度事業地の多点調査の結果、再発生した倒流木の材積は除去材積と比較してわずかであり、平成29年21号台風による風倒被害を受けた一部を除き、除去効果は維持されていた(図9)。固定試験地における追跡調査でも、調査を行った5年間に倒流木量はほとんど変化しなかった(図12)。そのため、著しい台風被害などを受けなければ、長期間にわたって除去効果は維持されると考えられた。

倒木の発生要因は、風倒に起因する根返りや幹折れ、渓岸侵食が主要因であり、これらの発生を森林管理によって防ぐことで大幅に倒流木を少なくできる可能性がある(図10)。

また、流木は倒木と比べて腐朽度が高く、長さが流路幅よりも短いことから(図11)、流路幅の狭い溪流内では倒木が分解、破断して流木化するまで、これらが長期間滞留する危険性がある。そのため、流木被害対策として溪流部の倒流木等を除去することは有効な手段であることがわかった。

「倒木」・・・山腹から溪流に入って、その場所から一度も流下していないもの
 「流木」・・・溪流に入ったのちに流下した履歴があるもの



図8. 多点調査を行った事業地の位置

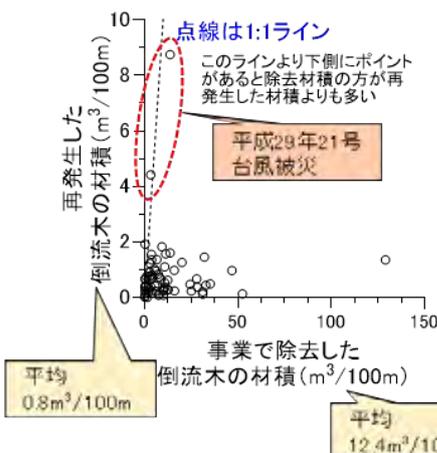


図9. 各事業地の倒流木除去材積と現状材積の関係(67力所)

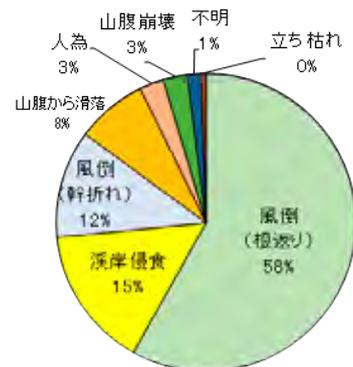


図10. 67力所の事業地における全倒木(202.8m³)の発生要因別の材積割合

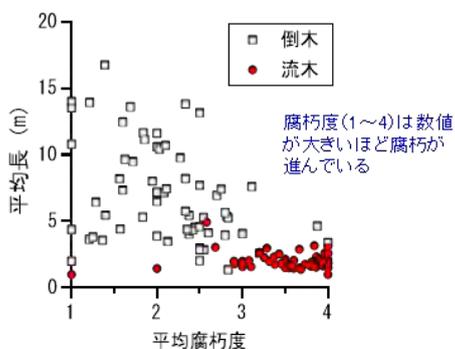


図11. 各事業地の倒流木の平均腐朽度と平均長の関係

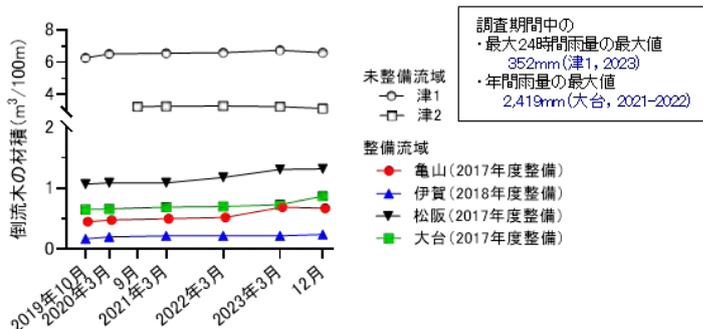


図12. 固定試験地における倒流木材積の経年変化

著しい台風被害などを受けなければ長期間にわたって除去効果は維持された

2. 森林情報基盤整備事業

市町別総括表

市町名	航空レーザ 測量 (ha)	森林資源解析 (ha)	R5年度末時点での進捗状況
四日市市			測量・解析一部完了
桑名市		469.00	測量・解析一部完了
鈴鹿市			測量・解析一部完了
亀山市			測量・解析一部完了
いなべ市		9,974.54	測量・解析一部完了
木曾岬町	—	—	民有林なし
東員町			未着手
菰野町		4,517.87	測量・解析一部完了
朝日町			未着手
川越町	—	—	民有林なし
津市		10,602.08	測量・解析一部完了
松阪市		24,952.58	測量・解析一部完了
多気町		1,771.95	測量・解析一部完了
明和町			未着手
大台町		13,910.00	測量・解析一部完了
伊勢市			未着手
鳥羽市			未着手
志摩市			未着手
玉城町			未着手
度会町			測量・解析完了
大紀町		122.32	測量・解析一部完了
南伊勢町			測量・解析一部完了
名張市		438.43	測量・解析一部完了
伊賀市		32,157.68	測量・解析一部完了
尾鷲市			測量・解析完了
紀北町			測量・解析完了
熊野市			測量・解析完了
御浜町			測量・解析完了
紀宝町			測量・解析完了
バッファ等		403.55	
合計	0	99,320.00	

3. 森を育む人づくりサポート体制整備事業

(1) みえ森林教育ビジョン推進事業

森林教育イベントの開催

イベント名	開催日	開催場所	参加者数
第2回森林教育シンポジウム	令和6年2月3日(土)	三重県総合文化センター(津市)	407名

森林教育プログラムの展開

講座名	開催日	開催場所	参加者数
子ども向け講座			
ジュニアフォレスター 育成講座	令和5年12月23日(土) 12月24日(日) 令和6年1月13日(土) 1月14日(日)	三重県立熊野少年自然の家(熊野市)	12名
指導者向け講座			
森林をフィールドに子どもの 「生きる力」を育む指導者養成講座	令和5年11月25日(土)	速水林業大田賀山林(紀北町)	10名
	令和5年12月2日(土) 12月3日(日)	三重県林業研究所(津市)	
	令和5年12月16日(土) 12月17日(日)	国立曽爾青少年自然の家 (奈良県)	
	令和6年1月13日(土) 1月14日(日)	三重県立熊野少年自然の家(熊野市)	
学生向け講座			
森や木、自然にふれあい、学び、育む森林教育を考えよう	令和5年9月19日(火)	三重県林業研究所(津市)	8名
	令和5年9月22日(金)	三栄林産、かぶとの森テラス(亀山市)	
企業向け講座			
SDGs時代の企業における森林とのつきあい方について考える vol.3	令和5年9月26日(火)	速水林業大田賀山林(紀北町)	7社 11名
	令和5年11月10日(金)	三重県林業研究所、woodjob株式会社(津市)	
大人向け講座			
森のサイエンスカフェ	令和5年9月18日(月)	BROOK FURNITURE CENTER(四日市市)	11名
幼児教育関係者向け支援			
みえの森林教育アドバイザー派遣	令和5年9月～令和6年2月	ふらここ保育園(紀北町)	9名
		よっかいちひばり保育園(四日市市)	11名
		きしだこども園(鈴鹿市)	17名
		こもはら保育所(名張市)	30名
小学生向け冊子の発行			
森林教育の裾野の拡大のための取組として、児童が三重県の森林について知識を高め、関心を持つきっかけとなることを目的に、小学5年生の社会科に対応した副読本を発行・配布しました。			

(2) みえ森づくりサポートセンター運営事業

森林教育指導者や学校関係者を対象とした養成講座の開催

講座名	開催日	開催場所	参加人数
森林教育指導者養成講座（地域講座）			計119名
【四日市地域】 野外活動安全管理編	令和5年4月23日（日）	四日市市少年自然の家	12名
【伊勢地域】 知識編	令和5年7月23日（日）	吉田本家山林部、 ひのき家研修室（大紀町）	12名
【伊勢地域】 森林教育指導者養成編	令和5年8月3日（木）	伊勢市立小俣小学校	11名
【津地域】 木育初級編	令和5年8月8日（火）	三重県林業研究所（津市）	14名
【津地域】 技術編インタープリテーション	令和5年9月2日（土）	高田短期大学（津市）	15名
【四日市地域】 自然保育編	令和5年10月29日（日）	亀山市鈴鹿馬子倶会館、 鈴鹿峠自然の家（亀山市）	29名
【熊野地域】 見学編（流通・加工）	令和5年12月9日（土）	熊野原木市場協同組合、 株式会社nojimoku（熊野市）	16名
森林教育指導者養成講座（スキルアップ講座）			計35名
知識編	令和5年6月25日（日）	三重県民の森、朝明溪谷 ほか（菟野町）	10名
LEAFローカルインストラクター 編	令和5年8月26日（土） 令和5年8月27日（日）	吉田本家山林部、 ひのき家研修室（大紀町）	9名
木育中級編	令和5年11月19日（日）	松阪市森林公園	16名
学校教職員森林環境教育研修			計15名
学校教職員森林環境教育研修	令和5年7月28日（金）	三重大学教育学部（津市）	15名

森林教育指導者等への活動支援

対象地域	開催日	開催場所	参加人数
森のせんせい座談会			計13名
北勢地域	令和5年7月15日（土）	ぎふ木遊館、TUBAKILAB （岐阜県）	4名
中南勢・伊賀地域	令和5年6月24日（土）	三重県林業研究所（津市）	6名
伊勢志摩地域	令和6年1月28日（土）	横山ビジターセンター （志摩市）	3名

イベント名	開催日	開催場所	参加人数
森の学校			計1,031名
いなべの木でお道具箱を作ろう	令和5年4月1日（土）	イオンモール東員	32名
森の木端でウサギやネコを作ろう	令和5年4月2日（日）	イオンモール東員	36名
ことりの鳴き声が出せる笛を作ろう	令和5年4月16日（日）	松阪市森林公園	73名
木の木端でロボットを作ろう	令和5年4月22日（土）	イオンモール四日市北	28名
三重県の木でターナーやカッティングボードを作ろう	令和5年4月23日（日）	イオンモール四日市北	30名
初夏の生き物と自然観察会	令和5年5月20日（土）	みえこどもの城（松阪市）	40名
自然観察とネイチャーゲーム	令和5年5月20日（土）	みえこどもの城（松阪市）	31名
スケルトンリーフ作り	令和5年5月20日（土）	みえこどもの城（松阪市）	24名
間伐材でイス作り	令和5年5月20日（土）	みえこどもの城（松阪市）	25名
バードコールで野鳥と遊ぼう	令和5年5月28日（日）	三重県上野森林公園（伊賀市）	35名

ヒノキのポンポン作り	令和5年7月9日(日)	松阪市森林公園	27名
ヒノキのカッティングボード作り	令和5年10月9日(月)	県営サンアリーナ(伊勢市)	47名
組子のコースター作り	令和5年10月9日(月)	県営サンアリーナ(伊勢市)	51名
丸太切り体験と木工	令和5年10月14日(土)	奈屋浦漁港(南伊勢町)	115名
小枝のボールペン作り	令和5年10月14日(土)	奈屋浦漁港(南伊勢町)	34名
森のカスタネット作り	令和5年10月15日(日)	松阪市森林公園	65名
森のロボット作り	令和5年10月29日(日)	松阪農業公園ベルファーム(松阪市)	56名
木のペンダント作り	令和5年11月3日(金)	津市丸之内商店街	40名
マイ箸作り	令和5年11月26日(日)	三重県林業研究所(津市)	27名
自然観察	令和5年11月26日(日)	三重県林業研究所(津市)	18名
ヒノキリボンのポンポン作り	令和5年12月10日(日)	松阪市森林公園	66名
森のおくりものオブジェ	令和6年2月3日(土)	三重県総合文化センター(津市)	8名
森のカトラリー作り	令和6年2月3日(土)	三重県総合文化センター(津市)	12名
森のおはなしと木のストラップ作り	令和6年3月10日(日)	いつきのみや地域交流センター(明和町)	96名
樹木観察会	令和6年3月10日(日)	いつきのみや地域交流センター(明和町)	15名

学校現場における森林教育の支援

開催場所	開催日	内容
森林教育出前授業		
伊賀つばさ学園(伊賀市)	令和5年6月30日(金)	・木の名前や生態、森の中の様子を知り、命の循環がどのように行われているのかを学ぶ。 ・木工体験でフォークや木べらなどを制作する。
外城田小学校(多気町)	令和5年7月7日(金)	・校庭にある樹木の観察を通して、樹木への関心を高める。
三重小学校(四日市市)	令和5年7月28日(金)	・木について学び考える。 ・木に触れ五感で感じ、木工体験を通して木に親しむ。
ひまわり学童クラブ(桑名市)	令和5年8月25日(金)	・森林のはたらき、役割を知る。 ・木のおもちゃで遊ぶ体験を通して、五感で木の質感を感じ、親しみを持つ。
徳和住民自治協議会(松阪市)	令和5年8月28日(月)	・自然の大切さやすばらしさを、工作やネイチャーゲームなどを通じて実感する。
深谷教育集会所(桑名市)	令和5年8月30日(水)	・森林の役割や、生活の中でどのように使われているかを知る。 ・木工体験を通じて、木に親しみを感ずる。
上御糸小学校(明和町)	令和5年9月25日(月)	・上流の森が豊かだと、下流でおいしいお米が育つことなどから、森林のはたらきを学ぶ。
陽和幼稚園(桑名市)	令和5年11月9日(木)	・地域が自然豊かであることを知る。 ・五感を使いながら木の作品を作り、木に親しみを持つ。
多度青葉小学校(桑名市)	令和5年11月21日(火)	・森のはたらきや林業について知る。 ・間伐の丸太切りや木工体験を通じ、間伐材の利用について考える。
庄内小学校(鈴鹿市)	令和5年12月15日(金)	・森林の公益的機能や木を使うことの意義などを知る。 ・地域材で箸をつくる。
明倫小学校(伊勢市)	令和6年1月12日(金)	・地域の森の形態や林業、森のはたらき、緑の循環などを学ぶ。 ・間伐材を使った木工体験から木の利用について考える。

(3) みえ森林教育ステーション整備事業

イベント名	開催日	参加人数
みえ森林教育ステーションの運営		計1,106名
春さんぽ	令和5年4月12日(水)	32名
春さんぽ	令和5年4月14日(金)	12名
押し花でメッセージカード作り	令和5年5月13日(土)	28名
木の実クラフト	令和5年6月25日(日)	30名
夏さんぽ	令和5年7月12日(水)	4名
イモムシの絵本『へんしん』読み聞かせ	令和5年7月29日(土)	30名
木の実クラフト	令和5年9月12日(火)	30名
秋の絵本ライブ しんちゃんの読み聞かせ	令和5年11月19日(日)	79名
どんぐりクッキー	令和5年11月26日(日)	21名
クリスマス飾りをつくろう	令和5年12月12日(火)	20名
クリスマス飾りをつくろう	令和5年12月13日(水)	32名
木のボールプールで遊ぼう	令和6年1月19日～31日	413名
木のボールプールで遊ぼう	令和6年2月1日～7日	158名
バレンタインのメッセージカード作り	令和6年2月12日～13日	58名
三重県民の森でリトミックを楽しもう!	令和6年3月8日(金)	38名
春休み特別『先着順イベント』	令和6年3月30日(土)	60名
春休み特別『先着順イベント』	令和6年3月31日(日)	61名

認定No	施設名
みえ森林教育ステーションの認定	
15	むむむ。(尾鷲市)
16	三重トヨペット株式会社グリーンテラス亀山店(亀山市)
17	三重スバル自動車株式会社四日市店(四日市市)
18	三重スバル自動車株式会社松阪店(松阪市)
19	芸濃子育て支援センターげいのうわんぱーく(津市)
20	鈴鹿市子育て支援センターりんりん
21	みえ尾鷲海洋深層水アクアステーション
22	川越町つばめ児童館
23	川越町おひさま児童館
24	松阪市子育て支援センター ふれんず
25	松阪市子育て支援センター 森のくまさん
26	松阪市子育て支援センター げんきっこ
27	松阪市子育て支援センター かんがるー
28	松阪市子育て支援ルーム やまっこ
29	度会町地域交流センター

4. 生物多様性推進事業

自然環境保全活動実績

対象種	活動時期	実施内容
マメナシ	令和5年4月、9月	保全活動団体、専門家とともに調査及び保全活動を実施
ギフチョウ	令和5年4月	保全活動団体とともに調査を実施
アゼオトギリ	令和5年6月	保全活動団体、専門家とともに保全活動を実施
マイヅルテンナンショウ	令和5年6月	保全活動団体とともに調査を実施
ウシモツゴ	令和5年8月、9月、10月	保全活動団体とともに調査及び保全活動を実施
ため池の外来種	令和5年10月	保全活動団体とともに駆除活動を実施

5. 森林とふれあう自然公園環境整備事業

自然観察ツアー・森林教育イベント実績

自然公園名	自然公園施設名	実施場所	実施日	参加人数	内容
公園区域外	近畿自然歩道	明和町	令和5年6月10日(土)	6名	自然観察と文化歴史ツアー(齋宮ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	南伊勢町	令和5年7月15日(土)	7名	自然観察ツアー(相賀浦ウォーキング)
吉野熊野国立公園	大杉谷登山歩道	大台町	令和5年7月16日(日)	7名	自然観察ツアー(トレッキング)
伊勢志摩国立公園	横山園地	志摩市	令和5年9月10日(日)	19名	自然観察ツアー(キノコ観察会)
鈴鹿国定公園	御在所岳園地	菰野町	令和5年9月16日(土)	41名	森林教育イベント(植樹:自然環境保全活動)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	伊勢市	令和5年9月30日(土)	11名	自然観察ツアー(二見音無山ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和5年10月9日(月)	12名	自然観察ツアー(答志島ウォーキング)と海女さんふれあい体験
吉野熊野国立公園	大杉谷登山歩道	大台町	令和5年10月17日~18日	7名	自然観察ツアー(トレッキング)とボランティア整備(歩道整備、ゴミ拾い)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和5年10月21日(土)	11名	自然観察ツアー(神島ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	志摩市	令和5年10月29日(日)	7名	自然観察ツアー(浜島ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市~志摩市	令和5年11月11日(土)	5名	自然観察ツアー(青峯山ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和5年11月18日(土)	17名	森林教育イベント(クラフト体験教室)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和5年11月19日(日)	18名	森林教育イベント(クラフト体験教室)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和5年11月19日(日)	12名	自然観察ツアー(答志島ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	志摩市	令和5年11月26日(日)	2名	自然観察ツアー(浜島ウォーキング)
吉野熊野国立公園 奥伊勢宮川峡県立自然公園	大杉谷登山歩道、自然の家	大台町	令和5年11月26日(日)	18名	自然観察ツアー(森林と水のサイクリングツアー)
伊勢志摩国立公園	横山園地	志摩市	令和5年12月9日(土)	12名	森林教育イベント(草木染教室)

伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	南伊勢町	令和5年12月 10日(日)	11名	自然観察ツアー(鵜倉半島 ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	志摩市	令和6年1月 7日(日)	11名	自然観察ツアー(安乗ウォ ーキング)
伊勢志摩国立公園	横山園地	志摩市	令和6年1月 28日(日)	8名	森林教育イベント(樹名板 づくり)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	伊勢市	令和6年2月 3日(土)	6名	自然観察ツアー(宮川ウォ ーキング)
伊勢志摩国立公園	横山園地	志摩市	令和6年2月 10日(土)	9名	森林教育イベント(樹名板 づくり)
自然公園外	上野森林公園	伊賀市	令和6年2月 10日(土)	22名	森林教育イベント(ウッド デッキ整備)
自然公園外	三重県民の森	菰野町	令和6年2月 24日(土)	15名	森林教育イベント(ウッド デッキ整備)

[市町交付金事業]

市町別総括表

市 町	連携枠				防災枠		基本枠、加算枠		合計 (円)
	流域防災機能強化対策 (森林整備)		森林再生力強化対策 (獣害防護施設等整備)		災害から ライフラインを守る 事前伐採事業		事業数 (件)	交付・基金 活用額(円)	
	面積 (ha)	交付額 (円)	延長 (m)	交付額 (円)	本数 (本)	交付額 (円)			
四日市市					153	2,679,325	7	30,298,745	32,978,070
桑名市							2	10,984,000	10,984,000
鈴鹿市					43	897,325	10	25,875,161	26,772,486
亀山市							7	11,449,000	11,449,000
いなべ市							6	11,194,000	11,194,000
木曽岬町							2	8,940,391	8,940,391
東員町							3	12,446,572	12,446,572
菰野町					4	122,725	5	13,603,998	13,726,723
朝日町							4	18,854,892	18,854,892
川越町							5	5,865,000	5,865,000
津市	58.82	36,848,900	6,998	5,680,907	137	2,547,569	6	33,528,000	78,605,376
松阪市	11.76	4,530,900	11,969	7,652,501	1,861	5,000,000	6	26,891,000	44,074,401
多気町	13.67	4,602,400	1,306	2,014,985	114	700,000	3	11,614,904	18,932,289
明和町							5	8,912,000	8,912,000
大台町	56.69	44,348,000	6,848	5,409,000	741	4,930,000	3	13,960,000	68,647,000
伊勢市							3	18,259,887	18,259,887
鳥羽市					110	1,100,000	3	11,010,152	12,110,152
志摩市	7.00	2,640,000					4	10,589,000	13,229,000
玉城町							3	11,972,607	11,972,607
度会町	22.91	11,722,000			688	976,000	4	9,999,000	22,697,000
大紀町	14.38	4,911,000	1,233	623,000			3	14,930,000	20,464,000
南伊勢町							3	11,841,000	11,841,000
名張市	8.50	3,025,000			33	1,000,000	9	12,883,376	16,908,376
伊賀市	97.05	33,605,000					7	27,767,006	61,372,006
尾鷲市							7	14,445,502	14,445,502
紀北町	14.69	5,956,500	3,745	2,527,667			5	33,343,341	41,827,508
熊野市	7.10	7,051,000	4,258	2,863,488			2	16,411,605	26,326,093
御浜町							3	8,606,782	8,606,782
紀宝町	3.54	2,955,000					3	12,307,022	15,262,022
計	316.11	162,195,700	36,357	26,771,548	3,884	19,952,944	133	458,783,943	667,704,135

みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業 対策区別事業費及び事業数

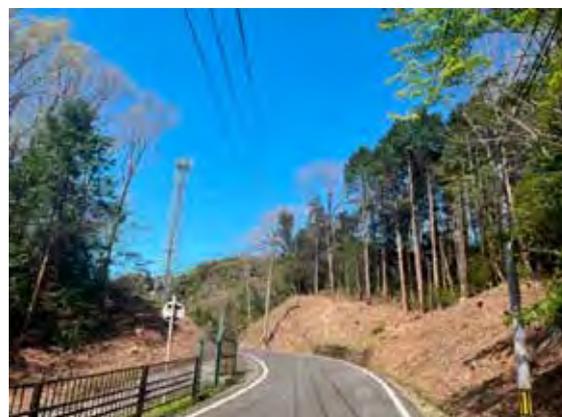
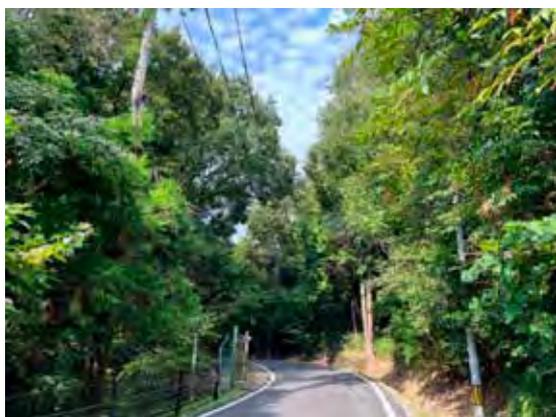
対策区分	対策内容	活用額（円）			事業数（事業）		
		H26～H30	R1～R4	R5	H26～H30	R1～R4	R5
1	土砂や流木による被害を出さない森林づくり	49,866,157	101,104,162	32,253,035	14	13	3
2	暮らしに身近な森林づくり	635,878,895	669,939,629	177,687,514	141	171	47
3	森を育む人づくり	423,275,715	87,366,790	22,971,044	158	106	31
4	森と人をつなぐ学びの場づくり	1,168,678,649	349,716,158	146,591,779	155	95	36
5	地域の身近な水や緑の環境づくり	207,975,329	170,786,448	79,280,571	54	64	16
合計		2,485,674,745	1,378,913,187	458,783,943	522	449	133

※活用額には基金活用分も含めます。

みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業 市町別事業実績

【四日市市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額（円）	基金活用額（円）
2	都市公園危険木処理事業	市が実施する、都市公園の危険木の伐採等	4,988,500	
2	危険木等除去支援事業	自治会等が実施する、道路沿いの危険木の伐採等に対する支援	33,000	
2	里山・竹林環境保全支援事業	活動団体等が実施する、里山や竹林の整備に対する支援	711,000	
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	2,679,325	
4	市民活動センター運営事業	市が実施する、市民センターへの木製備品（下足棚等）の導入	4,950,000	
4	一般備品整備事業(小学校)	市が実施する、小学校図書室への木製備品（机、椅子）の導入	125,069	8,808,691
4	一般備品整備事業(中学校)	市が実施する、中学校図書室への木製備品（机、椅子）の導入	8,003,160	
計			21,490,054	8,808,691



<災害からライフラインを守る事前伐採事業>
電線沿いの危険木を伐採し、ライフラインを保全

【桑名市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
5	播磨2号緑地里山整備事業	市が実施する、里山の散策路整備等	534,000	
5	多度山ハイキングコース安全性・快適性向上事業	市が実施する、多度山ハイキングコースの整備	9,128,000	1,322,000
計			9,662,000	1,322,000



<播磨2号緑地里山整備事業>
散策路の整備状況

【鈴鹿市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	暮らしを守る森林保全事業	市が実施する、海岸林や人家周辺の病害虫被害木の伐採と病害虫の防除	183,469	781,565
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	897,325	
3	緑に親しむ記念樹配付事業	市が実施する、植木まつり会場での記念樹配布とアンケート調査	440,000	
3	森と緑の生涯学習講座	公民館運営委員会等が実施する、公民館での「森と緑の生涯学習講座」の開催への支援	725,592	
3	里山保全ボランティア育成事業	市が実施する、里山保全を担う人材の育成	369,845	
4	公立保育所及び公立幼稚園棚等設置及び木育推進事業	市が実施する、保育所や幼稚園への木製備品（下駄箱、棚）の導入		9,185,000
4	子育て支援センター（りんりん）木製玩具及び木製備品設置事業	市が実施する、子育て支援センターへの木製玩具や木製備品の導入		6,284,040
4	児童センター等木製品設置及び森林環境教育推進事業	市が実施する、児童センターへの木製玩具・遊具や木製備品の導入と木工教室の開催	3,008,325	
5	ふるさとの木（名木古木）保存活用事業補助事業	自治会が実施する、地域のシンボルとなっている樹木の診断及び治療等に対する支援	2,680,000	
5	緑と人を育む長太の大楠再生プロジェクト	市が実施する、地域のシンボルツリーである長太の大楠の治療等	1,320,000	
計			9,624,556	16,250,605



<森と緑の生涯学習講座>
杉の木で看板作り



<里山保全ボランティア育成事業>
里山保全基礎講座

【亀山市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額(円)	基金活用額(円)
2	集落周辺の森林整備事業（危険木等伐採）	市が実施する、公共施設周辺や道路上の危険木の伐採等	2,000,000	
3	森と木材のふれあい事業（森の講座）	市が実施する、森の講座の開催	281,000	
3	森と木材のふれあい事業（森林づくり協議会）	協議会が実施する、イベントや講座の開催に対する支援	1,000,000	
4	森林環境教育・木育が行える場の整備事業（総合保健福祉センターあいあい）	市が実施する、総合保健福祉センター広場への東屋とベンチの設置	3,000,000	
4	森林環境教育・木育が行える場の整備事業（亀山幼稚園、井田川幼稚園、みずほ台幼稚園）	市が実施する、幼稚園への木製キッズハウスの設置	2,700,000	
4	森林環境教育・木育が行える場の整備事業（森林公園やまびこ）	市が実施する、森林公園の八橋の補修	500,000	
4	森と木材のふれあい事業（木とふれあう）	市が実施する、幼稚園・保育園等における木製遊具の組立体験	1,968,000	
計			11,449,000	



<森と木材のふれあい事業（森の講座）>
チェーンソー講座



<森と木材のふれあい事業（森林づくり協議会）>
林業体験

【いなべ市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木の除去事業	自治会が実施する、人家裏や通学路沿いの危険木の伐採等への支援	2,547,196	
2	里山竹林環境保全支援事業	活動団体等が自主的に実施する、里山や竹林整備に対する支援	3,909,930	
2	鳥獣害につよい森林整備事業	市が実施する、鳥獣害防止を目的とした森林整備	2,649,490	
3	中学校卒業記念品配布事業	市が実施する、市産材で作成した記念品（箸）の中学校卒業生への配布	914,650	
3	森林環境教育支援事業	市が実施する、小学生を対象とした森林教育	57,000	
5	自然環境保全事業	市が実施する、自然環境保全に向けたイベントの開催	1,115,734	
計			11,194,000	



＜森林環境教育支援事業＞
浮彫体験



＜自然環境保全事業＞
森林とのふれあい

【木曾岬町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
3	森林環境教育事業	町が実施する、中学生を対象とした自然体験学習	653,164	
5	暮らしを守る緑保全事業	町が実施する、クビアカツヤカミキリによる被害から桜並木を保全するための取組	4,713,836	3,573,391
計			5,367,000	3,573,391



＜森林環境教育事業＞
森林教育状況



＜暮らしを守る緑保全事業＞
樹幹注入

【東員町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木伐倒等業務	町が実施する、人家裏や通学路沿いの危険木の伐採等	10,713,000	1,411,572
3	森林教育授業	町が実施する、小学生を対象とした森林教育	84,000	
4	公共施設等の備品等購入	町が実施する、木製備品の導入と木製品の配布	238,000	
計			11,035,000	1,411,572



＜危険木伐倒等業務＞
施工状況



＜森林教育授業＞
植樹体験

【菰野町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	病虫害被害木伐採搬出事業	土地所有者等が実施する、病虫害による被害木の伐採等への支援		3,083,000
2	危険樹木伐採事業	町が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	122,219	506
4	幼児期から木に親しむ木育推進事業	町が実施する、幼稚園における木製遊具等の導入		2,501,733
4	保育所等木製遊具購入補助事業	私立保育所が実施する、木製遊具等の導入への支援	3,000,000	
5	シデコブシ群生地周辺林地整備	町が実施する、シデコブシ群生地周辺での森林整備とベンチの設置	4,896,540	
計			8,018,759	5,585,239



＜幼児期から木に親しむ木育推進事業＞
木製遊具の活用状況



＜保育所等木製遊具購入補助事業＞
園庭への東屋設置

【朝日町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	里山・竹林環境保全支援事業 (あさひ竹プロジェクト)	活動団体が実施する、里山や竹林整備 に対する支援	588,000	
3	森林環境教育事業(あさひ竹プ ロジェクト)	町が実施する、竹を活用したさまざ まなイベントの開催	1,002,480	
4	森と緑とふれあう環境づくり事 業(幼保一体化施設)	町が実施する、幼保一体化施設の芝生 の維持管理	1,800,000	
5	教育文化施設ビオトープ再生整 備事業	町が実施する、教育文化施設内にお けるビオトープの再生整備	12,261,520	3,202,892
計			15,652,000	3,202,892



<里山・竹林環境保全支援事業
(あさひ竹プロジェクト)>
整備箇所での親子たけのこ掘り体験



<森林環境教育事業(あさひ竹プロジェクト)>
竹あかりの展示 in 資料館

【川越町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
3	川越中学校自然教室	町が実施する、川越中学校の1年生を 対象とした自然教室	835,000	
3	川越北小学校自然教室	町が実施する、川越北小学校の5年生 を対象とした自然教室	387,000	
3	川越南小学校自然教室	町が実施する、川越南小学校の5年生 を対象とした自然教室	286,000	
4	川越北小学校図書室棚購入	町が実施する、川越北小学校の図書室 への木製書架の導入	522,000	
4	川越町ボランティア施設(仮 称)建設工事	町が実施する、ボランティア施設の一 部木質化	3,835,000	
計			5,865,000	



<川越中学校自然教室>
自然観察



<川越北小学校自然教室>
焼き杉づくり

【津市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
1	津市林地残材搬出促進事業	事業者等が実施する、未利用間伐材の搬出に対する支援	28,250,442	
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	2,547,570	
3	津市森林環境教育事業	市が実施する、「森と緑の親子塾」と「まるごと林業体験」の開催	483,688	
3	美里水源の森「林業体験」事業	協議会が実施する、美里水源の森における林業体験への支援	250,000	
4	子育て支援センターにおける木育環境整備事業	市が実施する、子育て支援施設における木製遊具等の導入	432,300	
4	コミュニティ施設における木育環境整備事業	市が実施する、コミュニティセンターにおける内装の木質化	1,564,000	
計			33,528,000	



<津市森林環境教育事業>
親子塾：木工体験



<美里水源の森「林業体験」事業>
植樹体験

【松阪市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	里山の森林安全安心対策事業	市が実施する、集落や公共施設周辺の危険木の伐採等	12,931,500	
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	5,000,000	
3	森林環境学習事業	市が実施する、小学校の一部木質化と森林教育活動	2,887,500	
3	松阪の木魅力発信活動事業	活動団体が実施する、高校での森林教育と木工製品作製への支援	72,000	
4	保育園木育推進事業	市が実施する、こども園における木製備品の導入と木育絵本の読み聞かせ	2,000,000	
5	都市公園整備事業	市が実施する、都市公園内への東屋の設置	4,000,000	
計			26,891,000	



<里山の森林安全安心対策事業>
支障木伐採状況



<保育園木育推進事業>
木育絵本の読み聞かせ

【多気町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	町が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	700,000	
3	木とふれあう教育支援事業	町が実施する、小学生・保育園児向けの木工体験と森林教育	456,000	104
4	木とふれあう環境づくり事業	町が実施する、小学校や保育園などへの木製備品の導入	6,479,000	3,979,800
計			7,635,000	3,979,904



<木とふれあう教育支援事業>
木育教室



<木とふれあう環境づくり事業>
木製遊具導入

【明和町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	松林整備事業	町が実施する、海岸沿いの松林における病虫害被害木の伐採等	1,300,000	
2	危険木除去事業	町が実施する、倒木被害により人家等に被害を及ぼす恐れのある樹木の事前伐採	600,000	
4	学校木製備品購入事業	町が実施する、小学校における木製机・椅子の導入	4,512,000	
4	木製ブース設置事業	町が実施する、イベント等で木製ブースを子どもたちと組み立てることによる木のぬくもりに触れる機会の創出	800,000	
5	木造施設設置事業	町が実施する、公共設備への木質構造物の整備	1,700,000	
計			8,912,000	



＜松林整備事業＞
松くい虫防除のための薬剤散布



＜木製ブース設置事業＞
イベントでの活用状況

【大台町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額(円)	基金活用額(円)
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	町が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	4,930,000	
2	集落周辺等危険木伐採事業	町が実施する、集落周辺や人家裏の危険木の伐採等	8,227,000	
3	森林環境教育事業	町が実施する、地元高校生によるキノコ栽培の体験学習や森林利用に関して学ぶ機会の創出	803,000	
計			13,960,000	-



＜集落周辺等危険木伐採事業＞
集落沿いの危険木の伐採



＜森林環境教育事業＞
高校生によるキノコ菌打ち体験

【伊勢市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額(円)	基金活用額(円)
2	森林整備事業	市が実施する、海岸沿いの松林における病虫害被害木の伐採、地上散布、樹幹注入等	11,752,400	
2	危険木除去事業	市が実施する、小中学校などの教育施設周辺の危険木伐採	3,905,600	1,386,500
4	絆の森ウッドデッキ整備事業	市が実施する、絆の森における木製備品の整備		1,215,387
計			15,658,000	2,601,887



<森林整備事業>
松くい虫防除のための薬剤の
地上散布状況



<危険木除去事業>
道路沿いの危険木の伐採状況

【鳥羽市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木伐採事業	市が実施する、市民生活に支障をきたす恐れがある危険木の伐採	1,865,000	12,152
2	危険木伐採事業費補助金事業	自治会等が実施する、危険木の伐採に対する支援	6,477,000	1,556,000
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採		1,100,000
計			8,342,000	2,668,152



<災害からライフラインを守る事前伐採事業>
電線沿いの危険木を除去

【志摩市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	災害に強い森林づくり事業	市が実施する、道路沿いの危険木の伐採	6,493,000	
2	松くい虫防除事業	市が実施する、松林公園や景勝地の松枯れや蔓延を防ぐための被害木伐採等	653,000	
3	森と緑ふれあい事業	市が実施する、森林環境学習	443,000	
4	阿児ふるさと公園東屋設置事業	市が実施する、森林やみどりと親しむための東屋整備	3,000,000	
計			10,589,000	-



<松くい虫防除事業>
地上散布状況



<森と緑ふれあい事業>
シイタケ菌打ち作業状況

【玉城町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
3	森林環境教育・木育事業	町が実施する、保育所や小学校での森林教育	506,000	16,594
4	公共施設整備事業	町が実施する、公共施設等の内装の木質化と木質化に向けた設計	1,931,000	2,325,013
4	公共施設用備品整備事業	町が実施する、公共施設等の木製備品の導入	3,838,000	3,356,000
計			6,275,000	5,697,607



<森林環境教育・木育事業>
保育所における木育状況



<公共施設用備品整備事業>
丸太イス

【度会町】

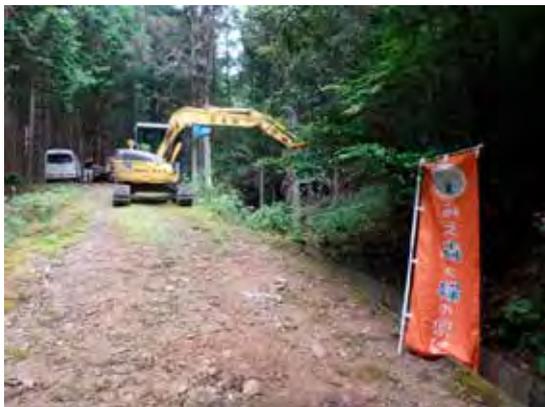
対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木伐採事業	町が実施する、公共施設周辺の危険木の伐採	1,867,000	1,086,000
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	町が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	976,000	
3	森林環境教育推進事業	町が実施する、小学生や幼児を対象とした森林教育の実施	811,000	
4	県産材を活用した木製備品整備事業	町が実施する、保育所等への木製備品の導入	5,259,000	
計			8,913,000	1,086,000



＜災害からライフラインを守る事前伐採事業＞
電線沿いの危険木伐採

【大紀町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
1	溪流倒木等処理事業	町が実施する、山間部溪流沿い等の倒木や流木の除去	3,597,000	
2	生活環境林整備事業	町が実施する、公共施設や通学路沿いの危険木の伐採	4,403,000	
2	水道水源林町有林化事業	町が実施する、水道水源林の町有林化及び森林整備	3,643,000	3,287,000
計			11,643,000	3,287,000



＜溪流倒木等処理事業＞
溪流沿いの倒木を除去



＜生活環境林整備事業＞
生活道路に隣接する危険木を除去

【南伊勢町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木除去事業	町が実施する、公共施設周辺等の危険木除去	7,752,000	
3	森林環境教育事業	町が実施する、小学校における森林教育	761,000	
4	保育園木製備品購入事業	町が実施する、保育園への木製備品(椅子・机等)の導入	3,328,000	
計			11,841,000	-



＜森林環境教育事業＞
小学校における木育状況



＜保育園木製備品購入事業＞
屋外用テーブルベンチ

【名張市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額(円)	基金活用額(円)
2	危険木伐採事業	市が実施する、公共施設周辺及び通学路等の危険木の伐採	7,238,312	438,014
2	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	森林所有者等が実施する、未利用間伐材の搬出に対する支援	169,150	
2	人家裏危険木伐採事業	地域住民等が実施する、人家裏の危険木の伐採に対する支援	920,638	859,362
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	1,000,000	
3	森林環境教育推進事業	地域協議会が実施する、小学校における森林教育に対する支援	100,000	
4	学校林整備事業	活動団体が実施する、学校林における遊歩道、広場等の整備に対する支援	900,000	
4	屋外体育施設における木製ベンチ等設置事業	市が実施する、屋外体育施設における木製備品の整備	317,900	
5	森林公園等環境活用整備事業	地域協議会等が実施する、森林公園等の整備に対する支援	640,000	
5	桜並木保全管理事業	活動団体が実施する、桜並木保全活動に対する支援	300,000	
計			11,586,000	1,297,376



＜森林環境教育推進事業＞
地域協議会による里山の木の説明



＜学校林整備事業＞
遊歩道整備

【伊賀市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	みんなの里山整備活動推進事業	自治会等が実施する、集落周辺の里山や竹林の整備に対する支援	4,700	7,516,140
2	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	森林所有者等が実施する、未利用間伐材の搬出に対する支援	2,558,280	
3	木づかい木育推進事業	市が実施する、出生児及び小学5年生を対象とした木製フォトフレームや地域材の手作り箸キットの配布	2,705,786	
3	伊賀の森っこ育成推進事業	実行委員会が実施する、小中学校における森林教育に対する支援	3,456,446	
3	地域の森と緑のつながり支援事業	自治会等が実施する、森林・林業・環境学習・木工のイベントや学習活動への支援	59,234	
3	森のやすらぎ空間整備事業 (伊賀の木活用人材育成)	活動団体等が実施する、地元高校生と協力して行う地域材を活用した木製品開発への支援	200,000	
4	幼児教育・保育施設木製遊具整備事業	市が実施する、幼児教育・保育施設における木製備品の整備		11,266,420
計			8,984,446	18,782,560



<みんなの里山整備活動推進事業>
自治会等による竹林整備



<木づかい木育推進事業>
小学5年生の箸製作状況

【尾鷲市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	人家裏危険木伐採事業	自治会等が実施する、人家裏の危険木伐採に対する支援	1,044,000	
3	尾鷲ヒノキを活用した保育園児等への山育事業	市が実施する、5歳児を対象とした植樹体験による森林教育	360,660	
4	木とふれあう学校環境づくり事業	市が実施する、過去に市町交付金事業で導入した机・椅子の維持修繕と森林教育	138,600	
4	木とふれあう学校環境づくり事業 (尾鷲中学校学習机・椅子整備)	市が実施する、地元産材で制作した机・椅子の導入と森林教育	4,246,000	
4	木とふれあう学校環境づくり事業 (矢浜小学校学習机・椅子整備)	市が実施する、地元産材で制作した机・椅子の導入と森林教育	1,869,000	573,000
5	中村山公園整備事業	市が実施する、森林公園の整備	2,176,740	1,232,502
5	矢浜公園ほか立木伐採・処分及び森林教育事業	市が実施する、森林公園の整備と森林教育	672,000	2,133,000
計			10,507,000	3,938,502



<尾鷲ヒノキを活用した保育園児等への山育事業>
保育園児の植樹体験



<木とふれあう学校環境づくり事業>
児童が自ら使う机の天板と森林についての学習

【紀北町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額(円)	基金活用額(円)
1	河川周辺森林立枯木整備事業	町が実施する、河川沿いの枯損木の伐採・搬出	405,593	
2	危険木伐採事業	自治会等が実施する、人家裏等の危険木の伐採に対する支援	10,216,466	
2	集落周辺森林(里山)整備事業	活動団体等が実施する、集落周辺等の荒廃した森林の整備や歩道整備に対する支援	150,640	
3	森林環境教育活動支援事業	町が実施する、中学生を対象とした森林教育	563,301	
4	町内学校等木質化事業	町が実施する、学校施設等の木質化		22,007,341
計			11,336,000	22,007,341



<集落周辺森林(里山)整備事業>
森林整備状況



<森林環境教育活動支援事業>
中学生の間伐体験

【熊野市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	小・中学校危険木伐採・枝切事業	市が実施する、学校敷地内において倒木のおそれのある危険木の伐採等	1,725,100	13,605
5	森とふれあいの場拠点づくり事業	市が実施する、森や緑と触れ合える公園等の整備	13,180,900	1,492,000
計			14,906,000	1,505,605



<小・中学校危険木伐採・枝切事業>
中学校における危険木伐採

【御浜町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	学校危険木伐採事業	町が実施する、学校敷地内における危険木の伐採等	627,000	
2	町道危険木伐採事業	町が実施する、道路沿いの危険木の伐採等	974,266	
5	森林公園等環境整備事業	町が実施する、森や緑と触れ合える公園等の整備	5,577,734	1,427,782
計			7,179,000	1,427,782



<学校危険木伐採事業>
中学校の危険木伐採後



<森林公園等環境整備事業>
クマノザクラ植樹状況

【紀宝町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	生活環境林整備事業	町が実施する、公共施設の周辺や生活道路沿いの危険木の伐採等	6,452,000	4,030,022
3	森と緑の環境教育事業	町が実施する、町民向け里山づくり講座やワークショップ等の実施	1,000,000	
4	三重の木ベンチ設置事業	町が実施する、公園や遊歩道における木製ベンチの導入		825,000
計			7,452,000	4,855,022



<生活環境林整備事業>
生活道路沿いの危険木伐採

[みえ森と緑の県民税制度運営事業]

(1) みえ森と緑の県民税評価委員会委員（任期：令和8年9月30日まで）

委員氏名	所属団体等	分野
池山 敦	皇學館大学教育開発センター 准教授	学識経験者
石川 知明	元三重大学大学院生物資源学研究科 教授	学識経験者
井野 和正	三重県商工会連合会 事務局長	商工
木村 京子	三重県環境学習情報センター センター長	環境学習
谷川 東子	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授	学識経験者
橋本 直行	三重県生活協同組合連合会 事務局長	消費者
林 拙郎	三重大学 名誉教授	学識経験者
三田 泰雅	四日市大学総合政策学部 教授	学識経験者
三輪 敏哉	三重県小中学校校長会 副会長	教育
森下 ゆう子	有限会社森下林業	林業

（五十音順・敬称略）（令和6年10月1日現在）

(2) 令和5年度みえ森と緑の県民税評価委員会 開催概要

第1回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和5年4月11日（火） 9時30分から11時00分まで
場所	三重県勤労者福祉会館 6階 講堂
出席委員	9名（1名欠席）
傍聴者	9名
議題	(1) みえ森と緑の県民税評価委員会への諮問 (2) みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討

第2回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和5年7月18日（火） 13時30分から16時00分まで
場所	三重県勤労者福祉会館 6階 講堂
出席委員	9名（1名欠席）
傍聴者	19名
議題	(1) みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討 (2) 令和4年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績

第3回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和5年8月29日（火） 13時30分から16時20分まで
場所	三重県勤労者福祉会館 6階 講堂
出席委員	9名（1名欠席）
傍聴者	16名
議題	(1) みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討 (2) 令和4年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価

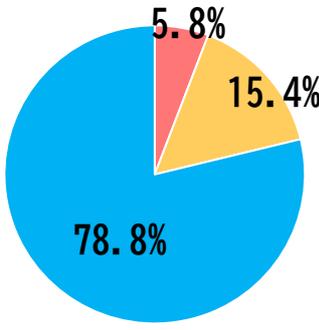
第4回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和6年2月13日(火) 13時30分から15時10分まで
場所	アスト津 4階 会議室1
出席委員	9名(1名欠席)
傍聴者	15名
議題	(1) みえ森と緑の県民税評価委員会への諮問

(3) パネル展示実績

期 間	実施場所	期 間	実施場所
令和5年6月19日～6月23日	三重県庁 1階県民ホール	令和6年1月15日～2月15日	三重県伊賀庁舎 2階県民ホール
令和5年7月5日～8月2日	三重県尾鷲庁舎 1階県民ホール	令和6年1月17日～1月31日	三重県津庁舎1階ロビー
令和5年8月1日～8月31日	三重県伊賀庁舎 2階県民ホール	令和6年2月1日～2月7日	熊野市文化交流センター
令和5年9月9日～9月10日	熊野市文化交流センター	令和6年2月2日～2月15日	三重県松阪庁舎1階ロビー
令和5年9月20日	熊野原木市場	令和6年2月7日～2月14日	御浜町役場
令和5年10月2日～10月31日	三重県伊勢庁舎1階ロビー	令和6年2月15日～3月29日	津市白山庁舎
令和5年10月24日	マルタピア(伊賀市)	令和6年2月20日	マルタピア(伊賀市)
令和5年11月25日	三重県林業研究所 アカデミー棟エントランス	令和6年3月1日～3月15日	名張市役所
令和5年12月1日～12月28日	三重県立図書館	令和6年3月20日	熊野原木市場
令和6年1月15日～1月29日	三重県四日市庁舎 1階県民ホール	通年	三重県伊勢庁舎2階ロビー

(4) みえ森と緑の県民税の認知度

実施方法	e-モニター制度	
実施期間	令和5年7月26日から8月3日まで	
有効回答数	1,000人	
設問と回答	<p>三重県では平成26年から「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、「みえ森と緑の県民税」を導入し、個人は年額1,000円、法人は資本金額に応じた県民税均等割の10%相当額(年額2,000円～80,000円)を納めていただいています。この「みえ森と緑の県民税」を活用して、県では災害に強い森林づくりに取り組むとともに、市町が人家裏や通学路沿いの暮らしに身近な危険木の伐採、教育現場への木製備品の導入等地域に密着した取組を行っています。あなたは、「みえ森と緑の県民税」をご存じですか。</p>	 <p> ■ 知っている ■ 知っているが詳しい内容までは知らなかった ■ 知らない </p>

2 第2期（令和元年度～令和5年度）の実績

（1）各事業の実績

（単位：円）

事業区分		R元	R2	R3	R4	R5	合計
県 営 事 業	災害に強い森林づくり推進事業	375,259,685	356,960,000	331,596,018	364,030,746	343,998,716	1,771,845,165
	森林情報基盤整備事業	74,063,270	68,623,000	83,807,464	88,383,560	57,071,800	371,949,094
	森を育む人づくりサポート体制整備事業	30,479,592	31,018,777	—	—	—	61,498,369
	森林環境教育・木育拠点整備事業	7,620,083	47,130,396	—	—	—	54,750,479
	森林教育体制整備事業	—	—	14,939,500	21,895,885	—	36,835,385
	みえ森林教育ビジョン推進事業	—	—	—	—	21,654,352	21,654,352
	みえ森づくりサポートセンター運営事業	—	—	27,983,223	29,601,511	28,510,839	86,095,573
	森林教育施設整備事業	—	—	26,520,351	11,764,381	—	38,284,732
	みえ森林教育ステーション整備事業	—	—	—	—	12,872,228	12,872,228
	森里川海つながり推進事業	3,078,134	—	—	—	—	3,078,134
	生物多様性推進事業	—	3,305,812	4,187,237	17,072,151	14,461,535	39,026,735
	森林とふれあう自然公園環境整備事業	7,726,270	6,203,810	7,487,930	9,057,489	31,268,468	61,743,967
	みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業	2,618,636	2,977,745	—	—	—	5,596,381
市 町 交 付 金 事 業	流域防災機能強化対策事業（連携枠）	134,218,600	133,303,784	153,888,679	172,862,971	162,195,700	756,469,734
	森林再生力強化対策事業（連携枠）	24,207,508	14,595,075	17,443,934	14,682,886	26,771,548	97,700,951
	災害からライフラインを守る事前伐採事業（防災枠）	—	8,923,086	14,404,833	19,458,418	19,952,944	62,739,281
	市町交付金（基本枠、加算枠）事業	346,222,291	284,601,693	328,907,627	419,181,576	458,783,943	1,837,697,130
みえ森と緑の県民税制度運営事業	9,572,081	7,656,559	7,195,348	9,552,864	11,294,489	45,271,341	
合計	1,015,066,150	965,299,737	1,018,362,144	1,177,544,438	1,188,836,562	5,365,109,031	

※ R5 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度への繰越額を含みます。

(2) 各年度の税収実績

(単位：円)

区分	R元	R2	R3	R4	R5	合計
個人納税分	911,401,540	921,802,734	921,201,649	920,309,987	924,119,440	4,598,835,350
法人納税分	193,696,081	189,029,807	196,487,906	195,462,848	194,672,499	969,349,141
合計	1,105,097,621	1,110,832,541	1,117,689,555	1,115,772,835	1,118,791,939	5,568,184,491

(3) 実施主体別の実績

区分	県営事業	市町交付金事業	合計
金額	2,565,230,594円	2,754,607,096円	5,319,837,690円
割合	48.2%	51.8%	100.0%

(4) 基本方針別及び対策区分別の実績

(単位：円)

基本方針	対策区分	県営事業	市町交付金事業	合計	割合(%)
基本方針1 災害に強い森林づくり	1.土砂や流木による被害を出さない森林づくり	2,143,794,259	987,527,882	3,131,322,141	58.9%
	2.暮らしに身近な森林づくり	0	910,366,424	910,366,424	17.1%
	小計	2,143,794,259	1,897,894,306	4,041,688,565	76.0%
基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり	3.森を育む人づくり	211,680,060	110,337,834	322,017,894	6.1%
	4.森と人をつなぐ学びの場づくり	105,907,439	496,307,937	602,215,376	11.3%
	5.地域の身近な水や緑の環境づくり	103,848,836	250,067,019	353,915,855	6.7%
	小計	421,436,335	856,712,790	1,278,149,125	24.0%
小計		2,565,230,594	2,754,607,096	5,319,837,690	100.0%
みえ森と緑の県民税制度運営事業				45,271,341	-
合計				5,365,109,031	-

(5) 各事業の実績

① 災害に強い森林づくり推進事業

【災害緩衝林整備事業】

年度	市町数	箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積	備考
R元	13市町	30箇所	3,503.1 m ³	113.0 ha	いなべ市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、大台町、大紀町、南伊勢町、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、紀宝町
R2	13市町	30箇所	2,728.1 m ³	146.3 ha	鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、紀宝町
R3	15市町	30箇所	3,487.1 m ³	116.0 ha	菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、紀宝町

R 4	12市町	32箇所	4,202.9 m ³	123.4 ha	鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、大台町、度会町、大紀町、伊賀市、名張市、尾鷲市、熊野市
R 5	11市町	28箇所	3,217.0 m ³	102.3 ha	亀山市、津市、松阪市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市
合計	16市町	150箇所	17,138.2 m ³	601.0 ha	

【土砂・流木緊急除去事業】

年度	市町数	箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積	備考
R 元	3市町	3箇所	8,758 m ³	14.0 m ³	松阪市、大台町、大紀町
R 2	4市町	4箇所	6,151 m ³	104.0 m ³	松阪市、大台町、名張市、紀北町
R 3	4市町	4箇所	3,699 m ³	14.2 m ³	いなべ市、松阪市、大台町、紀北町
R 4	—	—	—	—	
R 5	2市町	2箇所	181 m ³	14.9 m ³	菰野町、紀北町
合計	7市町	13箇所	18,789 m ³	147.1 m ³	

② 森林情報基盤整備事業

年度	航空レーザー測量		森林資源解析	
	実施面積	実施市町	実施面積	実施市町
R 元	64,310 ha	津市、名張市、伊賀市、大台町、尾鷲市、紀北町	39,820 ha	津市、名張市、伊賀市
R 2	27,205 ha	四日市市、鈴鹿市、亀山市、度会町	55,365 ha	四日市市、鈴鹿市、亀山市、大台町、度会町、尾鷲市、紀北町
R 3	63,780 ha	松阪市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町	44,038 ha	松阪市、大紀町、南伊勢町
R 4	32,386 ha	津市、松阪市、大台町、尾鷲市、紀北町、御浜町、紀宝町	47,889 ha	大台町、尾鷲市、紀北町、御浜町、紀宝町
R 5	—	—	99,320 ha	桑名市、いなべ市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、大紀町、名張市、伊賀市
合計	187,681 ha	15市町	286,432 ha	19市町

③ 森を育む人づくりサポート体制整備事業

【みえ森づくりサポートセンターにおける指導者養成講座（学校教職員森林環境教育講座含む）】

年度	実施回数	延べ参加人数	備考
R 元	8回	113人	
R 2	10回	142人	
R 3	11回	129人	
R 4	10回	122人	
R 5	11回	169人	
合計	50回	675人	

【森の学校】

年度	実施回数	延べ参加人数	備考
R元	31回	1,395人	
R2	22回	544人	
R3	17回	506人	
R4	29回	1,002人	
R5	25回	1,031人	
合計	124回	4,478人	

【みえ森づくりサポートセンターにおける出前授業】

年度	実施回数	開催場所	備考
R元	9回	小学校7校 中学校等2箇所	中学校1校、その他1箇所
R2	16回	小学校12校 中学校3校	うち小学校1校で2回実施
R3	15回	小学校12校 中学校3校	
R4	12回	小学校8校 中学校等4箇所	中学校3校、その他1箇所
R5	11回	小学校6校 中学校等5箇所	中学校1校、幼稚園1箇所、その他3箇所
合計	63回		

【みえ森林教育ステーションの利用者数及び認定状況】

年度	三重県民の森 みえ森林教育 ステーション	みえ森林教育ステーションの認定		
	利用者数	認定箇所数	利用者数	備考
R元	—	—	—	
R2	—	—	—	
R3	2,190人	6箇所	3,944人 (6箇所)	ちびっこ木造ふれあい施設（熊野市） 御浜町中央公民館 安濃子育て支援センター（津市） 南伊勢町子育て支援センター 南伊勢町子育て支援サロン 名張市子ども支援センターかがやき
R4	9,728人	8箇所	48,868人 (14箇所)	ふらこひろばhanare（紀北町） 桜橋子育て支援センター（津市） 紀宝町子育て支援センター 紀宝町生涯学習センター「まなびの郷」 飛雪の滝キャンプ場（紀宝町） 伊賀市子育て包括支援センター 尾鷲市幼保連携型認定子ども園ひのきっこ子ども園 尾鷲市子育て支援センターちびっこ広場
R5	10,561人	15箇所	57,898人 (29箇所)	むむむ。（尾鷲市） 三重トヨペット株式会社グリーンテラス亀山店（亀山市） 三重スバル自動車株式会社四日市店（四日市市） 三重スバル自動車株式会社松阪店（松阪市）

				芸濃子育て支援センターげいのうわんぱーく（津市） 鈴鹿市子育て支援センターりんりん みえ尾鷲海洋深層水アクアステーション（尾鷲市） 川越町つばめ児童館 川越町おひさま児童館 松阪市子育て支援センターふれんず 松阪市子育て支援センター森のくまさん 松阪市子育て支援センターげんきっこ 松阪市子育て支援センターかんがるー 松阪市子育て支援センターやまっこ 度会町地域交流センター
合計	22,479人	29箇所	110,710人	

④ 生物多様性推進事業

年度	区分	数量	備考
R元	野生鳥類の生息状況調査	160箇所	
R2	希少野生動植物種 ゾーニングマップ作成	対象種1種	ヒメタイコウチ
R3	野生生物の生息状況調査	175地点	
	希少野生動植物種 ゾーニングマップ作成	対象種1種	サシバ
R4	野生生物の生息状況調査	338地点	
R5	野生生物の生息状況調査	295地点	

※R元は「森里川海つながり推進事業」として実施

⑤ 森林とふれあう自然公園環境整備事業

年度	自然観察ツアー		森林教育イベント・自然体験		備考
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	
R元	4回	54人	1回	4人	
R2	10回	131人	2回	45人	
R3	10回	125人	3回	62人	
R4	10回	127人	6回	168人	
R5	16回	152人	8回	142人	
合計	50回	589人	20回	421人	

⑥ みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業

年度	自然環境キャンプ			備考
	実施回数	日数	延べ参加人数	
R元	2回	6日間	69人	
R2	5回	20日間	50人	
R3	—	—	—	
R4	—	—	—	
R5	—	—	—	
合計	7回	26日間	119人	

⑦ 市町交付金事業

【流域防災機能強化対策事業（連携枠）】

年度	市町数	森林整備面積	備考
R元	11市町	301.5 ha	津市、松阪市、多気町、大台町、志摩市、度会町、大紀町、名張市、伊賀市、熊野市、紀宝町
R 2	13市町	271.5 ha	津市、松阪市、多気町、大台町、志摩市、度会町、大紀町、名張市、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、紀宝町
R 3	13市町	387.1 ha	津市、松阪市、多気町、大台町、志摩市、度会町、大紀町、名張市、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、紀宝町
R 4	13市町	376.0 ha	津市、松阪市、多気町、大台町、志摩市、度会町、大紀町、名張市、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、紀宝町
R 5	12市町	316.1 ha	津市、松阪市、多気町、大台町、志摩市、度会町、大紀町、名張市、伊賀市、紀北町、熊野市、紀宝町
合計	13市町	1,652.2 ha	

【森林再生力強化対策事業（連携枠）】

年度	獣害防止施設等整備		ニホンジカの捕獲等		備考
	市町数	延長	市町数	箇所数	
R元	7市町	35,155 m	1市	1箇所	【獣害防止施設等整備実施】 津市、松阪市、大台町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市 【ニホンジカの捕獲等】 熊野市
R 2	7市町	23,137 m	—	—	津市、松阪市、大台町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市
R 3	8市町	27,191 m	—	—	津市、松阪市、多気町、大台町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市
R 4	9市町	21,657 m	—	—	津市、松阪市、多気町、大台町、度会町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市
R 5	7市町	36,357 m	—	—	津市、松阪市、多気町、大台町、大紀町、紀北町、熊野市
合計	9市町	143,497 m	1市	1箇所	

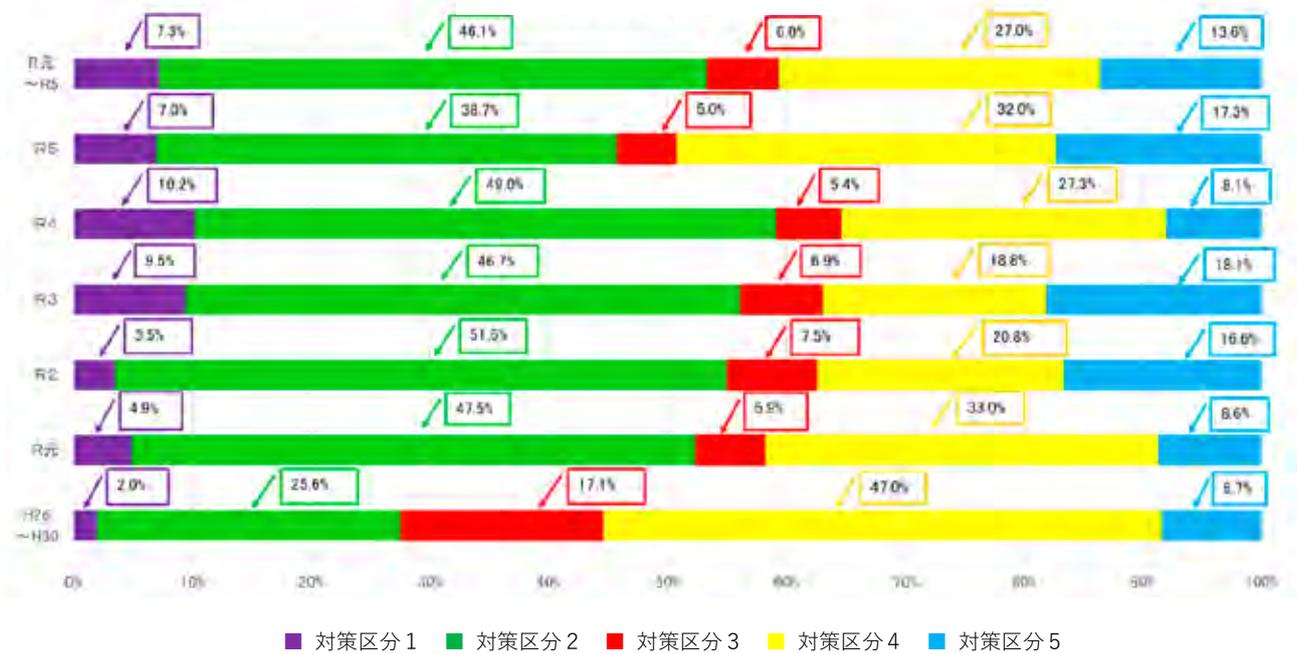
【災害からライフラインを守る事前伐採事業（防災枠）】

年度	市町数	伐採本数	備考
R元	—	—	
R 2	6市町	2,285本	四日市市、菰野町、津市、松阪市、大台町、名張市
R 3	10市町	2,911本	四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、度会町、名張市
R 4	10市町	3,694本	四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、度会町、名張市
R 5	10市町	3,884本	四日市市、鈴鹿市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、鳥羽市、度会町、名張市
合計	11市町	12,774本	

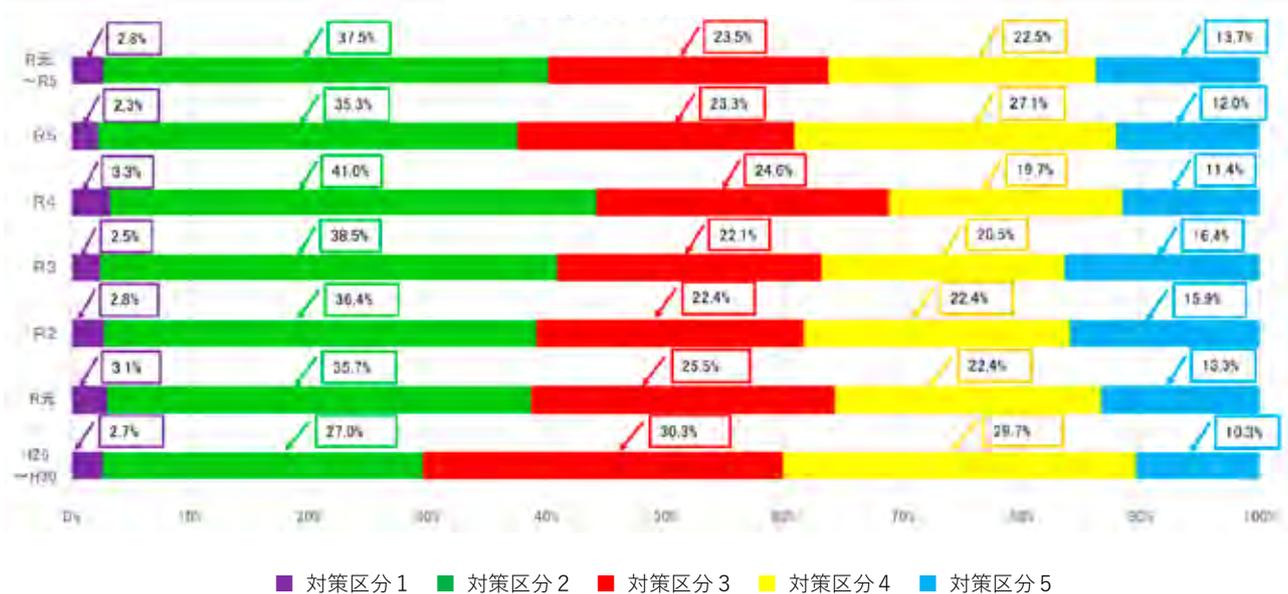
【基本枠、加算枠事業】

対策区分	対策内容	活用額 (円)							事業数 (事業)						
		H26 ~H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R元 ~R5	H26 ~H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R元 ~R5
1	土砂や流木を出さない森林づくり	49,866,157	17,001,600	9,977,537	31,152,636	42,972,389	32,253,035	133,357,197	14	3	3	3	4	3	16
2	暮らしに身近な森林づくり	635,878,895	164,386,151	146,755,195	153,531,279	205,267,004	177,687,514	847,627,143	141	35	39	47	50	47	218
3	森を育む人づくり	423,275,715	20,339,323	21,463,756	22,786,619	22,777,092	22,971,044	110,337,834	158	25	24	27	30	31	137
4	森と人をつなぐ学びの場づくり	1,168,678,649	114,201,787	59,197,482	61,959,298	114,357,591	146,591,779	496,307,937	155	22	24	25	24	36	131
5	地域の身近な水や緑の環境づくり	207,975,329	30,293,430	47,207,723	59,477,795	33,807,500	79,280,571	250,067,019	54	13	17	20	14	16	80
合計		2,485,674,745	346,222,291	284,601,693	328,907,627	419,181,576	458,783,943	1,837,697,130	522	98	107	122	122	133	582

対策区分別事業費割合 (%)



対策区分別事業数割合 (%)



3 三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方

平成 31 年 2 月 13 日

1. 策定の目的

平成 31 年度から始まる森林環境譲与税を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるとともに、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の、それぞれの目的・用途を明確にし、双方を有効に活用するための基本的な考え方を定めるものです。

2. 森林環境譲与税の趣旨

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 4 月に施行される森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源に充当するため創設されるものです。

3. 森林環境譲与税の活用方法に関する基本的な考え方

森林環境譲与税の用途として、国は、地域の実情に応じて法令に定める範囲で事業を幅広く弾力的に実施できるとしており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案において

- ・市町は、
 - ①森林の整備に関する施策
 - ②森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- ・県は、
 - ①市町が実施する上記①②に掲げる施策の支援に関する施策
 - ②市町が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策
 - ③森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に充当するものとしています。

これらを踏まえ、森林環境譲与税を活用した事業の実施にあたっては、以下に留意するものとします。

(1) 森林整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組に優先して充当します

森林経営管理法は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が、森林整備を進めるにあたり大きな課題となっていることを受け、これらの課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することを目的としています。

このため、市町の事業実施にあたっては、市町区域内における整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組を優先して実施するものとします。

このことは、一概に森林環境譲与税を人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充当することを否定するものではありませんが、適切な経営管理が実施されていない森林が存在する市町においては、森林経営管理法に基づく対策に森林環境譲与税を有効に活用することが重要です。

(2) 長期的な視点と目標設定

森林環境譲与税は、毎年度、あらかじめ決まった額が譲与されるなど、安定的かつ、恒久的(長期的)な財源であるという特徴をふまえ、長期的な視点や目標を定めた事業構築に努める必要があります。

(3) 事業目的や効果の整理

森林環境譲与税は、用途を細かく規定する補助金とは異なり、法令等で定める用途の範囲内で各地方団体が弾力的に扱える財源となっています。

ただし、用途の公表が義務づけられていることから、事業の構築及び実施にあたっては、事業の目的や成果などを対外的に説明できるよう整理する必要があります。

(4) みえ森と緑の県民税との関係

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と、将来にわたり災害に強い森林を引き継いでいくための社会づくり（「県民全体で森林を支える社会づくり」）に必要な経費に活用することとしています。

このことを踏まえ、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の用途を、目的やエリアを勘案して区分し、双方を有効に活用することとします。

具体的には、

- ①森林の整備については、森林環境譲与税を活用して、市町が「林業経営に適さない公的な森林の整備」等に取り組みます。
また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担し、土石流等の被害を軽減する森林の整備（災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備等）や治山ダム等に異常堆積した土砂や流木の撤去、人家裏などの危険木の除去等、「災害に強い森林づくり」に取り組みます。
- ②人材の育成については、森林環境譲与税を活用して、県と市町が役割を分担して、林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」に取り組みます。
また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」に取り組みます。
- ③普及啓発（意識の醸成）については、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森林環境教育・木育の実施（木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む）や森林にふれあうことのできる環境の整備など、主に「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に取り組みます。
- ④木材の利用については、森林環境譲与税を活用して、市町が、公共建築物等の木造・木質化など、森林整備につながる地域材の利用を促進します。

(5) 森林環境譲与税の基金としての積み立て

森林環境譲与税は、後年度事業に要する費用に充当するために留保し、基金に積み立てる、または特別会計において繰越することが可能です。

特に単年度の譲与税額が少ない市町にあっては、基金に積み立てることにより、譲与税を効率的、効果的に活用することができることから、基金の創設を検討するものとします。（ただし、みえ森と緑の県民税に関する基金を設置している市町においては、明確に区分し管理する必要があります。）

4. 森林環境譲与税を活用した事業例と留意事項

(1) 林業経営に適さない森林の整備

ア 森林経営管理法に基づいて実施する森林整備（市町村森林経営管理事業）

市町が経営管理権を設定した森林の内、林業経営に適さない森林において、保育、間伐等の森林施業、及び施業に必要な路網の整備等を実施します。

- ・施業等は、市町が直営又は林業事業者等への委託等により実施します。
- ・施業等には、施業実施区域の測量や現況調査等を含みます。

注¹ 伐採跡地（造林未済地を含む）における植栽、下刈り等の初期保育は、森林所有者が伐採した収益において行うべきものであるため、森林環境譲与税の用途には適さないと考えます。

注² 森林環境譲与税の配分が、私有林人工林面積を基準としていることから、人工林の整備が優先されるべきではありますが、市町の判断で人工林よりも天然林（広葉樹林）の整備が優先されると説明できる場合は、天然林の整備にも充当可能と考えます。

注³ 公有林は、一般財源によって管理が行われるという前提であり、森林環境譲与税の使途としては適さないと言えますが、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、公有林の管理にも充当可能と考えます。

注⁴ 財産区有林についても同様に、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、財産区有林の整備にも充当可能と考えます。

イ 経営管理の意向に関する調査

市町が経営管理権集積計画を定める場合に、地域の実情を踏まえた意向調査対象区域を設定し、地域の協力のもと意向調査を実施します。

- ・施業プランナーや林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問活動等の形で所有者の意向調査を実施します。

（調査は市町が直営又はアドバイザー等を雇用、若しくは委託等により実施）

- ・意向調査の実施区域は、森林所有者から市町に経営管理権の設定の申出のあった森林及びその周辺や、人工林資源の多い林班（例えば、林班内の人工林率 50%以上等）であって、かつ、森林経営計画が策定されていない等、持続的に経営管理を行っている者を確認できない林班など、地域の実情に応じて設定します。

ウ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化

意向調査や森林所有者からの申出により、経営管理権の設定を行おうとする森林において、当該森林を含む一体の森林の境界明確化を実施します。

- ・森林の境界を現地で確認・確定するための立会、杭打ち、測量に要する経費や、その準備等のために必要な経費を対象とします。

エ ア以外に公的な管理が必要な森林の整備

市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林について、2の森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえ、適当と認める場合は、間伐等の整備を実施することができます。

なお、3（4）により当該森林の整備が「災害に強い森林づくり」を目的とする場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

オ 管理放棄され、整備・保全を行う者がいない里山・竹林の整備

管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合は、森林環境譲与税を活用して除伐等の整備を実施します。

なお、所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を実施する場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

（2）人材育成・担い手の確保

林業・木材産業に携わる人材の育成等を図り、森林整備を実施する市町を支援するため、県は、みえ森林・林業アカデミーにおいて、高度な経営や管理能力、現場技術等を身につけた林業・木材産業に携わる人材育成を行うほか、市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設、研修施設の整備等を実施します。

市町においては、みえ森林・林業アカデミーや高等教育機関等と連携した技術者養成講座等の受講に対する支援など、地域における林業・木材産業に携わる人材の確保、育成等を行います。

なお、森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催など、「森を育む人づくり」に該当する取組については、みえ森と緑の県民税を活用します。

(3) 普及啓発（意識の醸成）

森林や木材について学び・ふれあう機会の提供や、森林と県民との関係を深める対策など、森林環境教育・木育の取組については、県と市町が役割を分担して、みえ森と緑の県民税を活用して実施します。

(4) 木材利用の促進

県内の公共建築物等への地域材の利用の拡大や、都市部と山間部との自治体連携による木材利用等を促進するため、市町は、森林環境譲与税を活用し、以下の取組を行います。

ア 公共建築物等(市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等)の木造での整備

イ 上記公共建築物等の内装の木質化や木製品品の整備

なお、以下については、(3) 普及啓発の中で、みえ森と緑の県民税を活用することが可能です。

単に施設等を整備するだけでなく、その施設等を活用して、森林や緑を大切に思い・育む「人づくり」のための森林環境教育や木育の取組が、継続して実施される場合において行われる、

① 「木育」を実施する施設の整備

(木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等)

② 「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備

(継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製品品の整備等)

③ 森林とふれあい、体感できる学びの場の整備

(森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等) など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に該当する取組。

ウ 都市部と山間部の自治体の連携による森林整備や木材利用の促進

森林が少なく人口が多い都市部の市町と、森林資源が豊富で木材生産が盛んな山間部の市町が協定等を締結し、それぞれの資源や特性等を活かしながら、連携・協力して、森林整備や木材利用の促進に取り組みます。

(5) 市町の体制の強化

森林経営管理法の施行により新たに市町が担う業務の遂行及び、森林の適正な管理と地域の林業・木材産業の活性化につなげていくために必要な人材の確保や、体制の整備を行います。

ア 専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用

・市町の嘱託職員等として、技術者等を雇用するための経費

イ 対象業務の委託

・上記の業務について、技術者が在籍する法人等に委託するための経費

ウ 新たな組織の設立

・取組を推進するための新たな組織（公社等）の設立

なお、森林環境譲与税は、その用途を公表する必要があり、譲与税の目的である森林整備の進捗とともに、その用途について説明責任が求められます。

そのため、一般職員の人件費に充当した場合、当該職員を雇用することで、森林整備の進捗にどれだけ貢献できたかを問われることとなり、特定の職務に従事する嘱託員等と異なり、一般職員については他業務にも携わることから、特に慎重に対応する必要があります。

<参考> 森林環境譲与税の使途事例（みえ森と緑の県民税との対比）

区分		森林環境譲与税	みえ森と緑の県民税
林業経営に適さない森林の整備	人工林 (天然林)	<input type="checkbox"/> 市町による林業経営に適さない公的な森林整備（経営管理権を設定して行う「市町村森林経営管理事業」） <input type="checkbox"/> 市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等との間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林において行う間伐等の整備（右記以外） ※天然林、公有林、財産区有林についても、市町の判断で実施可能 <input type="checkbox"/> 経営管理の意向に関する調査 <input type="checkbox"/> 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化	— ◆市町が経営管理権を設定した森林以外で行う「災害に強い森林づくり」を目的とする森林整備 ・災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備 — —
	里山・竹林の整備	<input type="checkbox"/> 管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合に行う除伐等の整備	<input type="checkbox"/> 所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を行う場合の里山・竹林の整備
	危険木の除去	—	<input type="checkbox"/> 集落周辺の森林の整備 ・人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等
人材育成・担い手の確保		■林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」 ・「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成 ・市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設等	◆森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」 ・森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催等
普及啓発（意識の醸成）		<input type="checkbox"/> 右記（森林環境教育・木育等）に該当しない単発のイベント等	◆森林環境教育・木育の実施や、森林にふれあうことのできる環境の整備など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」 ※木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む（詳細は下記）
木材利用の促進		<input type="checkbox"/> 地域材を利用した、公共建築物等の木造・木質化（右記以外） ・公共建築物等（市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等）の木造での整備 ・上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備等	・「木育」を実施する施設の整備【普及啓発】（木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等） ・「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備【普及啓発】（継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等） ・森林とふれあい、体感できる学びの場の整備【普及啓発】（森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等）
市町の体制の強化		<input type="checkbox"/> 市町が担う業務の遂行等のための人材の確保や体制の整備 ・専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用 ・技術者が在籍する法人等への業務委託 ・新たな組織（公社等）の設立	—

■：県が実施、◆：県と市町が役割を分担して実施、□：市町が実施

4 みえ森と緑の県民税（制度）について

平成 30 年 8 月 24 日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に伴う 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成 30 年度末をもって、税導入から 5 年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2 つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26～28 年度には 16,744m³ の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があり、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成 25 年 3 月）に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5つの対策毎の事業実績

基本方針	対策区分	県の事業実績 (千円)	市町の事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1.災害に強い森林づくり	1.土砂や流木を出さない森林づくり	2,380,162	47,515	2,427,677	49
	2.暮らしに身近な森林づくり	-	627,411	627,411	13
2.県民全体で森林を支える社会づくり	3.森を育む人づくり	114,241	452,418	566,660	11
	4.木の薫る空間づくり	-	1,153,122	1,153,122	23
	5.地域の身近な水や緑の環境づくり	-	208,768	208,768	4
計		2,494,404	2,489,235	4,983,639	100

※事業費については、平成26～30年度の実績および見込を合算。

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26～28年度）

(対策1：土砂や流木を出さない森林づくり)

[取組状況]

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、溪流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策2：暮らしに身近な森林づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病害虫被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23市町で78事業、合計305,759千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策3：森を育む人づくり)

[取組状況]

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計84,097千円の事業を実施しました。

市町においては、25市町で89事業、合計197,045千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策4：木の薫る空間づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19市町で69事業、合計394,780千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11市町で23事業、合計61,755千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。

- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページやFacebook「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

[課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成31年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・用途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9割以上の意見があったことから、2つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成 30 年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

(3) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の 3 つの原則によることとします。

【原則 1】 「2 つの基本方針と 5 つの対策」に沿った内容であること。

【原則 2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を 取り入れた対策とすること。

【原則 3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2 つの基本方針（基本方針 1：災害に強い森林づくり、基本方針 2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる 5 つの対策を実施します。

(1) 主な事業

① 基本方針 1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
被害を出さない森林づくり	1. 土砂や流木による 土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。 ② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の 0 次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。 ③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。 ④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 ⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。 等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業

<p>2. 暮らしに身近な森林づくり</p>	<p>生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。</p>	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林の整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について公有林化や整備を実施する。</p> <p>④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。</p> <p>⑤ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸林造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>
------------------------	--	--

② 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
<p>3. 森を育む人づくり</p>	<p>「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。</p>	<p>① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>② 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③ 学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
<p>4. 森と人をつなぐ学びの場づくり</p>	<p>未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林環境教育・木育が行える場の整備 子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>② 多様な主体が森林とふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>
<p>5. 地域の身近な水や緑の環境づくり</p>	<p>地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な水や緑の環境と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。</p> <p>② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>

(2) 必要となる経費

平成 31～35 年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5 年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	4.2	8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	2.9	6
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費 (事業構築支援、災害対応用基金の積立、評価委員会の運営等)		2.7	
合 計		54.0	

<5 年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針 1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

① 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

② 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針 1 のうち、対策 1 を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③ 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね 5 : 5 とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づくり」の

理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

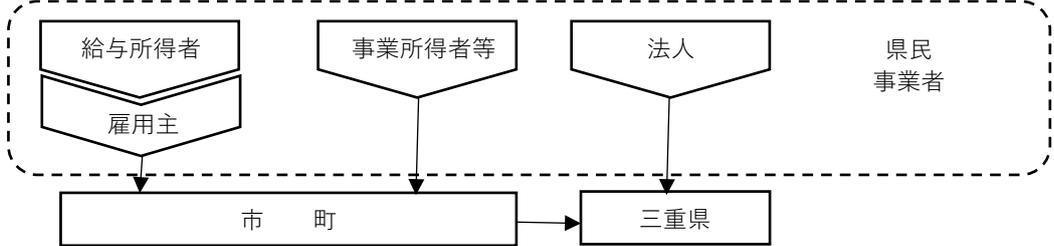
基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乘せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税												
納税義務者	<p>【個人】＜納税義務者数約90万人＞ 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が135万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p>												
	<p>【法人】＜約3万5千法人＞ 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>												
税率 (年額)	【個人】1,000円												
	<p>【法人】現行の均等割額の10%相当額（2,000～80,000円） （現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（資本金等の額の区分）</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ～ 1億円以下</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ～ 10億円以下</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ～ 50億円以下</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分（資本金等の額の区分）	税率（年額）	1千万円以下	2,000円	1千万円超 ～ 1億円以下	5,000円	1億円超 ～ 10億円以下	13,000円	10億円超 ～ 50億円以下	54,000円	50億円超	80,000円
	区分（資本金等の額の区分）	税率（年額）											
1千万円以下	2,000円												
1千万円超 ～ 1億円以下	5,000円												
1億円超 ～ 10億円以下	13,000円												
10億円超 ～ 50億円以下	54,000円												
50億円超	80,000円												
<p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>													
税収規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度あたり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9億0千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1億8千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10億8千万円</td> </tr> </tbody> </table>		年度あたり	個人	9億0千万円	法人	1億8千万円	計	10億8千万円				
	年度あたり												
個人	9億0千万円												
法人	1億8千万円												
計	10億8千万円												

徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p> 
導入時期	平成26年4月1日より導入
税収の使途	森林づくりに関連する事業に活用する。※詳細は、前述のとおり
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。※詳細は、後述のとおり
見直し期間	施行後おおむね5年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり

8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 制度や使途の周知

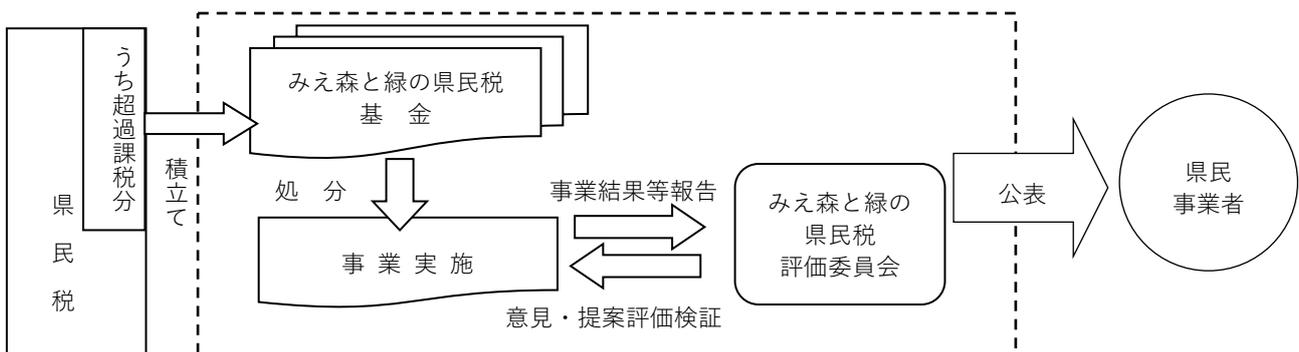
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

みえ森と緑の県民税評価委員会の評価

みえ森と緑の県民税を活用して実施した「みえ森と緑の県民税基金事業」は、第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しをしています。

○ 4つの評価視点と評価ポイント

視 点	評価のポイント
有効性	2つの基本方針である「災害に強い森林づくり」や「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで有効な取組であるか。 (事業計画、事業内容、事業効果、森林を支える社会づくりへの貢献度)
効率性	事業実施に要した経費は、コストをかけ過ぎることなく、効率的に執行されたか。 (実施方法、公平性、透明性)
公益性	事情実施により、幅広い県民が受益を受けることができたか。また、多くの県民に受益があるような工夫がされているか。 (受益対象、多様性・発展性、実施後の管理体制、支援の必要性)
情報発信度	みえ森と緑の県民税の事業成果や事業効果についての周知活動を通じて、「災害に強い森林づくり」や「県民全体で森林を支える社会づくり」について県民の理解が深められたか。 (情報発信の手段・対象・方法・内容)

○ 評価委員の評価と内容

内 容	評価
取組が特に優れている	4
取組が妥当である	3
取組は妥当であるがさらに工夫が必要である	2
現状の取組に改善が必要である	1

○ 評価委員会の評価と内容

平均値による評価基準		内 容
$3.5 \leq X \leq 4.0$	A	取組が特に優れている
$2.9 \leq X < 3.5$	B	取組が妥当である
$1.9 \leq X < 2.9$	C	取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
$1.0 \leq X < 1.9$	D	現状の取組に改善が必要である

評価判定の集計方法

1. 10名の委員を3班に分け、班ごとに分担した事業について評価を行い、各班の委員の判定(点数)を合計し、平均値を取ります。

※みえ森と緑の県民税基金積立金事業、みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠、加算枠)事業、みえ森と緑の県民税制度運営事業については、10名の委員が評価を行い、その平均値をとります。

2. 平均値(右上表)により、判定(A~D)を決定します。

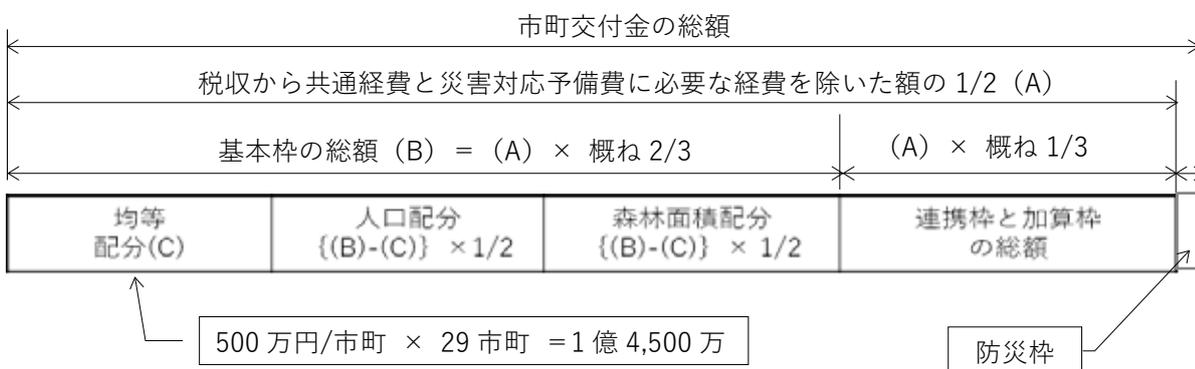
5 みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

令和2年4月

みえ森と緑の県民税市町交付金事業（以下「市町交付金」と言う。）は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという趣旨に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また、県と市町が連携して課題解決に取り組みことができるよう、予算の範囲内で交付金を市町に交付するものです。

1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税込から共通経費や災害対策予備費を除いた残りの概ね半分を市町交付金の総額とします。（5年間の総額で、県：市町を概ね5：5とする。）



2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）な市町に対し、市町からの事業申請に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、概ね2：1の割合とします。

また、令和2年度より、台風等による倒木からライフラインを保全し、県民の安全・安心な生活を守るため、「防災枠」を創設しました。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業申請に応じて配分します。
防災枠	防災面から県と市町が連携して取り組むライフラインを守る事前伐採に対し、市町からの事業申請に応じて配分します。

1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分します。この時の配分割合は人口：森林面積=1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。

4) 防災枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から当該市町に交付額を内示し、これを受け、市町がライフライン事業者及び県との三者協定に基づく協議会で承認された実施計画を基に、県に交付申請を行います。

3. 市町交付金の使い途

1) 事業実施の3原則

事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

事業実施の3原則	
【原則1】	「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
【原則2】	新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
【原則3】	直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2) 森林環境譲与税との関係

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用するため、市町交付金と森林環境譲与税を同一事業に充当することはできません。

3) 市町における基金設置について

市町は、次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます。

〔参考資料〕基本枠の算出根拠（人口及び森林面積）

市町名	人口(人)	民有林面積(ha)
津市	277,797	40,820
四日市市	310,366	2,557
伊勢市	125,934	10,956
松阪市	161,703	41,300
桑名市	140,051	2,934
鈴鹿市	196,557	3,408
名張市	77,493	6,835
尾鷲市	17,237	14,934
亀山市	50,146	11,681
鳥羽市	18,621	7,483
熊野市	16,777	29,622
いなべ市	45,488	11,739
志摩市	48,696	9,110
伊賀市	88,854	32,599
木曽岬町	6,287	0
東員町	25,370	177
菰野町	40,546	5,273
朝日町	10,844	63
川越町	14,810	0
多気町	14,611	5,915
明和町	22,588	310
大台町	9,255	27,940
玉城町	15,333	1,259
度会町	8,126	11,411
大紀町	8,450	20,408
南伊勢町	12,061	20,367
紀北町	15,566	18,009
御浜町	8,424	5,598
紀宝町	10,895	6,027
合計	1,798,886	348,735

※1. 人口は、平成30年度刊三重県勢要覧に記載の市町別人口（固定）

※2. 民有林面積は、平成30年4月1日現在で最新の地域森林計画（北伊勢・南伊勢・伊賀・尾鷲熊野）に記載の民有林面積（固定）

6 みえ森と緑の県民税第3期制度

令和5年10月20日

1. はじめに

県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

平成30年度末には、税導入から5年が経過することから、第1期（平成26年度から平成30年度）の取組状況について評価・検証したうえで必要な見直しを行い、第2期（令和元年度から令和5年度）対策として、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に基づく5つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施してきたところです。

こうした中、令和5年度末には税導入から10年が経過することから、みえ森と緑の県民税条例附則第5項の規定に基づき、第2期の取組状況について評価・検証したうえで、第3期（令和6年度から令和10年度）に向けて必要な見直しを行います。

2. 第2期の取組状況

第2期の取組については、みえ森と緑の県民税条例およびみえ森と緑の県民税制度案（平成30年8月）に基づき、2つの基本方針のもと5つの対策（土砂や流木による被害を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、森と人をつなぐ学びの場づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んでいます。また、「市町交付金事業」により、市町において地域の実情に応じた創意工夫のみられる取組が実施されています。

(1) 5つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の実績 (千円)	市町の実績 (千円)	合計 (千円)	割合 (%)
基本方針1 災害に強い森林 づくり	1.土砂や流木による被害を出さない森林づくり	1,851,288	766,308	2,617,596	61.6
	2.暮らしに身近な森林づくり	-	712,726	712,726	16.8
	小計	1,851,288	1,479,034	3,330,322	78.4
基本方針2 県民全体で森林 を支える社会づ くり	3.森を育む人づくり	161,515	87,367	248,882	5.8
	4.森と人をつなぐ学びの場づくり	93,035	349,716	442,751	10.4
	5.地域の身近な水や緑の環境づくり	58,119	170,786	228,905	5.4
	小計	312,669	607,869	920,538	21.6
小計		2,163,957	2,086,903	4,250,860	100
制度の運営に必要な経費				33,977	-
合計				4,284,837	-

※事業費については、R元~R4までの実績を合算
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題

(対策1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり)

【取組状況】

土砂や流木による被害を出さない森林づくりを進めるため、県では、

- ・流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの一定幅の森林における、流木や土砂の流出に対する緩衝機能を高める森林整備等の実施とその効果検証（災害緩衝林整備事業）
- ・溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木の搬出・処理（土砂・流木緊急除去事業）
- ・効率的な森林管理や災害発生の危険性の高い地域等の客観的な把握等を目的とした、航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析（森林情報基盤整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、県と連携して、

- ・県が実施する災害緩衝林整備事業の整備箇所周辺の森林ほか、環境林や特定水源地域に指定されている森林における、流域の防災機能を強化することを目的とした間伐等の森林整備（流域防災機能強化対策事業）
- ・健全な森林の造成・保全を目的とした獣害防止施設の整備等に対する支援（森林再生力強化対策事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・県の事業を補完する河川沿いの枯損木等の伐採・搬出など、土石流等の被害を軽減する森林の整備に取り組みました。

【各事業の実績】（令和元年度～令和4年度の合算）

【災害緩衝林整備事業】

事業費	実施箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積
1,370,783 千円	122 箇所	12,547m ³	465.4ha

【土砂・流木緊急除去事業】

事業費	実施箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積
165,628 千円	11 箇所	18,608m ³	132m ³

【森林情報基盤整備事業】

事業費	航空レーザ測量及び解析
314,877 千円	187,112ha

【流域防災機能強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

事業費	実施市町数	整備面積
594,274 千円	13 市町	1,336.1ha

【森林再生力強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

事業費	実施市町数	獣害防止施設等整備延長
70,929 千円	9 市町	107,140m

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
土石流等の被害を軽減する森林の整備	101,104 千円	5 市町

【取組事例】

- ✓ 県事業の対象とならない箇所において、山間部溪流沿いや人家に近い河川沿いの危険な倒木・流木を伐採・除去（溪流外に搬出）することで、自然災害の軽減を図った。
- ✓ 県事業で対象とならない箇所において、河川沿いの枯損木等を伐採・搬出し、流木被害の軽減を図った。

【課題】

- ・日本各地で豪雨被害が発生している中、幸い本県では大きな被害は発生していないものの、深層崩壊等が発生した場合は、森林の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定されるため、引き続き、県民税を活用した取組と併せて、治山ダムの設置など他の取組とも連携して、災害に強い森林づくりの実現に向けて、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策2も同様）。
- ・航空レーザ測量の実施により得られたデータ等を活用し、災害発生の危険性の高い地域等の客観的な把握を進める必要がある。
- ・県が実施している災害緩衝林整備事業と市町が実施している流域防災機能強化対策事業について、実施箇所が近接していることから、一体的に整備を実施するなど効率的な事業の実施について検討する必要がある。

（対策2：暮らしに身近な森林づくり）

【取組状況】

暮らしに身近な森林づくりを進めるため、市町では、県やライフライン事業者と連携して、

- ・台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採（災害からライフラインを守る事前伐採事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自治会等が行う里山整備に対する支援など、荒廃した里山や竹林の再生
- ・集落や通学路沿いの森林における危険木の伐採など、集落周辺の森林の整備（危険木伐採）
- ・森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費に対する支援など、木質バイオマスの活用
- ・松林を保全するための薬剤の樹幹注入や地上散布など、海岸林の整備

に取り組みました。

【各事業の実績】（令和元年度～令和4年度の合算）

【災害からライフラインを守る事前伐採事業（市町交付金（防災枠））】

事業費	実施市町数	伐採本数
42,786 千円	10 市町	8,890 本

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
荒廃した里山や竹林の再生	88,526 千円	11 市町
集落周辺の森林の整備 （危険木伐採）	392,017 千円	18 市町
木質バイオマスの活用	87,435 千円	3 市町
海岸林の整備	61,926 千円	6 市町

(取組事例)

- ✓ 地域住民の主体的な参加のもと、自治会等が行う地域や生活に密着した緑の環境づくりや里山・竹林の再生活動を支援することで、身近な里山環境の整備と森を支える社会づくりの意識醸成を図った。
- ✓ 集落周辺や通学路等に近接する森林において、危険木の伐採・除去を実施し、暮らしに身近な森林を整備することで、生活環境の保全や暮らしの安全性の向上を図った。
- ✓ 森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費を支援することで、森林所有者による木質バイオマスの利用を推進し、森林資源の活用と身近な森林の健全化を図った。
- ✓ 松林の公園や景勝地にある松に薬剤を樹幹注入することで、森林病虫害の被害から松を守り、景観の維持を図った。

[課題]

- ・災害からライフラインを守る事前伐採事業について、第2期の途中（令和2年度）から創設した事業であるため、位置付けを再検討するとともに、取組の拡大が必要である。
- ・道路沿いの危険木の伐採等について、本税の主旨との関連性に十分留意する必要がある。

(対策3：森を育む人づくり)

[取組状況]

森を育む人づくりを進めるため、県では、

- ・学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営による、森林教育や森づくり活動に対する広域的・総合的なサポート、指導者の養成やその活躍の場の提供、小中学校等における森林教育の出前授業の実施（みえ森づくりサポートセンター運営事業）
- ・小学校向け森林教育プログラムの検討や大人向け森林教育プログラムの開発、木製遊具や玩具に触れ合える常設型の森林教育施設（みえ森林教育ステーション）の認定（森林教育体制整備事業）
- ・森林をフィールドとして子どもたちが仲間とともに主体的に学ぶプログラム（自然環境キャンプ）の作成（みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・保育所や小学校における丸太切り体験や箸づくり、小学校教室の木質化と併せた森林教育、大人を対象とした林業体験など、学校等における森林教育の実施

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【みえ森づくりサポートセンター運営事業】

事業費	区分	実施回数	延べ参加人数等
119,083 千円	指導者養成講座	38 回	466 人
	学校教職員森林環境教育 研修	4 回	56 人
	出前授業	58 回	小学校 45 校（延べ） 中学校 12 校（延べ）
	森の学校	85 回	2,558 人

【森林教育体制整備事業】（令和3年度～令和4年度のみの実施）

事業費	区分	回数・箇所数	延べ参加人数等
14,940 千円	森林教育プログラムの 実践講座等の開催	11 回	134 人
	森林教育ステーションの 認定	14 箇所	52,812 人

【みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業】（令和元年度～2年度のみの実施）

事業費	自然環境キャンプの実施回数	自然環境キャンプの参加人数
5,596 千円	7 回・26 日間	延べ 119 人

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
学校等における森林教育の実施	87,872 千円	23 市町

（取組事例）

- ✓ 町内の保育園や小学校において、丸太切り体験や箸づくりなどの森林教育を実施することで、森林に理解のある人づくりを進めた。
- ✓ 市内小学校において、地域の森林・林業関係者を講師に招き、森林のはたらきや大切さ、生活で使われる木材について学んでもらうことで、森林や木材に対する理解を深め、自然を大切にすることを育む人づくりを進めた。
- ✓ 地域の木材を利用した小学校教室等の木質化と併せて、森林環境の保全や森林整備についての森林教育を行うことで、木材の利用や森林づくりへの理解を深めた。
- ✓ 竹を町の地域資源として見つめ直し、工具の貸し出しによる竹あかりを自宅で製作する機会の提供や竹あかりの展示イベントなど、竹を活用したイベントを展開することで、竹林の活用や竹を通じた住民交流、竹に関する知識と理解の促進を図った。
- ✓ 一般（大人）の方を対象に、間伐や集材、木工などの林業体験を実施することで、森林や林業について現場での体験を通して正しく理解してもらい、森林に携わる人材の育成を図った。

【課題】

- ・森林づくりに関する県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える人が多い傾向があるなど、県民全体で森林を支える社会の実現に向けて森林教育の取組は非常に重要であることから、引き続き、令和2年10月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策4、5も同様）。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、体系的な事業の実施が必要であるほか、事業の成果や効果を可視化し、積極的に発信することが必要である。
- ・育成した森林教育指導者の活動状況の把握や活動機会の確保など、フォローアップする仕組の構築が必要である。

（対策4：森と人をつなぐ学びの場づくり）

〔取組状況〕

森と人をつなぐ学びの場づくりを進めるため、県では、

- ・三重県民の森における、森林教育実践フィールドや木製遊具・玩具に触れ合える常設型の森林教育施設の整備（森林教育施設整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・小学校における学校林の環境整備や保育園等への木製玩具や木製遊具の導入など、森林教育が行える場の整備
- ・公共施設への木製品品の導入など、多様な主体が森林や木材とふれあう場の創出

に取り組みました。

[各事業の実績] (令和元年度～令和4年度の合算)

【森林教育施設整備事業】

事業費	三重県民の森みえ森林教育ステーションの利用者数
93,035 千円	11,918 人

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
森林教育が行える場の整備	209,661 千円	21 市町
多様な主体が森林とふれあう場の創出	146,933 千円	12 市町

(取組事例)

- ✓ 小学校敷地内の雑木林において、歩道やフェンスなど子どもたちが安心安全に学習できる環境と併せて、マップや樹木札の設置など子どもたちが自発的に学習できる環境を整備することで、里山林の維持管理など自然の大切さを学ぶ場を整備した。
- ✓ 保育園等において、木製玩具等の導入と木製遊具の組み立て体験を行い、園児たちが日頃から木材や木製品とふれあう環境を創出することで、木への親しみや木の文化への理解を深めた。
- ✓ 町内の公園施設のカフェにおいて、県産材のテーブル・椅子を導入し、公園利用者が気軽にくつろぎながら木にふれあえる機会を創出した。

[課題]

- ・整備した施設は効果的に活用することで事業目的が達成されるため、事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、事業の成果や効果を可視化して積極的に発信するなど幅広く活用されるよう取り組む必要がある。
- ・施設の木造・木質化や木製品の導入については、木材利用の価値や魅力を実感できるような工夫が必要であるとともに、森林づくりとのつながりが受益者に伝わる取組を徹底する必要がある。

(対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、県では、

- ・地域の NPO や団体、市町等との連携による、自然公園の園地や自然歩道等を活用した森林教育のイベントやガイドツアー等の実施とイベントと併せて行う歩道整備や転落防止策の修繕等の環境整備（森林とふれあう自然公園環境整備事業）
- ・生物多様性の推進に必要な基礎的な情報収集とその周知や、自然環境保全団体や専門家と協力した自然環境保全活動の促進（生物多様性推進事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自然公園における歩道整備や森林公園におけるボランティアによる環境整備など、森林の総合利用のための整備

に取り組みました。

【各事業の実績】（令和元年度～令和4年度の合算）

【森林とふれあう自然公園環境整備事業】

事業費	自然観察ツアー等の実施回数	自然観察ツアー等の参加人数
21,418 千円	30 回	721 人

【生物多様性推進事業】

事業費	希少野生動植物種ゾーニングマップ作成
24,565 千円	対象種 2 種（サシバ、ヒメタイコウチ）

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
森林の総合利用のための整備	170,252 千円	18 市町

（取組事例）

- ✓ 自然公園の園地において、多くの方が散策やウォーキングに訪れる展望台へとつながる遊歩道を改修整備することで、森林や緑と親しむ環境の向上を図った。
- ✓ 市民の憩いの場である森林公園などにおいて、地域住民などのボランティアにより、公園内の倒木等の整理などを実施することで、住民の森林や緑に対する理解をさらに深めるとともに、自然に親しむ豊かな生活環境を創出した。

【課題】

- ・過去に整備した施設等について、老朽化等が課題となっていることから、森林教育等のフィールドとして安心安全に有効活用するため、森林教育等の実施と併せた再整備が必要である。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、情報発信の強化が必要である。

（3）制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するため、各種事務や基金の運用を行うとともに、県民税を活用した事業結果等について調査・審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」の運営を行いました。

また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、

- ・成果報告会の開催と成果報告書の作成
- ・県民税のリーフレットなど普及啓発物品の作成・配布
- ・ホームページや県広報誌、テレビ CM、ラジオ CM、映画館での CM（シネアド）、YouTube における動画広告など多様な媒体を活用した周知活動

などに取り組みました。

【事業の実績】（令和元年度～令和4年度の合算）

【みえ森と緑の県民税制度運営事業】

区分	事業費	実績
評価委員会の運営	33,977 千円	13 回
普及啓発物品等		ポスター：2,850 部 チラシ：22,000 部 リーフレット 34,000 部 成果報告書：4,400 部 クリアフォルダ：28,000 枚 シール：17,000 枚

周知活動	<p>テレビ CM（三重テレビ）：放送回数 94 回</p> <p>ラジオ CM（FM 三重）：放送回数 74 回</p> <p>映画館での CM：延べ 15 箇所、放映回数 9,516 回</p> <p>YouTube 動画広告：視聴回数 176,774 回</p>
------	--

【課題】

- ・ 県民税の認知度について、e-モニター制度を活用したアンケートでは 30%程度で推移しているとともに、森林づくりに関する県民意識調査では 19.5%と低い状況であるため、効果的・効率的な周知活動の実施が必要である。
- ・ 第 2 期の取組が終了を迎える中、税の認知度を高める周知活動はもちろん、森林の大切さや木材の利用意義などについて県民の理解を深めるための取組を進めていく必要がある。

3. みえ森と緑の県民税制度の継続

無作為に抽出した県民の皆さん 5,000 人を対象とした「三重の森林づくりに関する県民意識調査^{※1}」（以下、「県民意識調査」という）では、第 3 期も県民税を活用した取組を継続することについて、88%の県民の皆さんが「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見であり、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の継続的な実施が望まれていることが明らかになりました。

これらのうち、「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組み、毎年度約 30 箇所の災害緩衝林を整備するとともに、第 2 期から新たに、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することなどを目的とした、航空レーザ測量を活用した森林情報の整備を実施しました。また、市町が主体となって、集落周辺や通学路沿いの危険木の伐採やライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採、荒廃した里山の整備など、「暮らしに身近な森林づくり」に取り組みました。

こうした中、台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生しているとともに、大規模地震時の斜面崩壊に伴う土砂ダムの形成も懸念されており、「災害に強い森林づくり」の必要性は依然として高い状況にあります。

また、航空レーザ測量の解析結果から、流木発生の危険性の高い箇所の抽出等^{※2}を進めており、今後はこうした解析結果も活用して、緊急度の高い箇所を優先しながら、継続して災害緩衝林の整備など「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組む必要があります。また、中山間地域の高齢化や林業の担い手不足などにより、地域の身近な森林の整備など「暮らしに身近な森林づくり」が依然として課題となっています。

一方、「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、「森と人をつなぐ学びの場づくり」、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に取り組み、森林教育の輪が広がるとともに、森林や木材とふれあう場や機会が増加しました。

県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える傾向にあることが明らかとなり、県民全体で森林を支える社会の実現に向けては、森林教育をはじめとした森林や木材にふれあい・学ぶ機会の増加に向けた取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であると考えられます。

こうしたことから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を引き続き進めていく必要があるため、必要な見直しを行いつつ、県民税制度を継続することとします。

※1 ・ 令和 4 年 7 月～8 月に実施

・ 調査には令和 6 年度から国の森林環境税（個人年額 1,000 円）が導入される旨を明記

・ 2,278 件の回答があり、回収率は 45.6%

※2 ・ 航空レーザ測量実施済箇所の解析結果等から流木発生の危険が高い箇所の抽出を行ったところ、県内全域で約 1,500 流域が流木発生の危険がある流域として推定される。一方、災害緩衝林の整備は平成 26 年度からの 10 年間で 300 箇所（予定）に留まっている。

4. 第3期（令和6年度～10年度）の制度に関する基本的な考え方

県民意識調査や市町・林業関係団体への意見聴取の結果などをふまえ、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) みえ森と緑の県民税のしくみ

① 2つの基本方針及び5つの対策

- ・2つの基本方針については、ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第3期も県民税を活用した取組を継続することに賛成する理由について、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」には、長期的・継続的に取り組んでいくべきとの意見が最も多くあったことから、継続することとします。
- ・5つの対策については、多くの市町や林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第2期の主要な取組について、8割以上の方が「とても重要」または「ある程度重要」との意見であったことから、継続することとします。

② 税率・課税方法等

- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。

③ 県による基金の設置

- ・「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなり、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置し、一般財源と区分することとします。

④ 評価委員会の設置

- ・第三者による評価の結果を基に事業の適切な実施やブラッシュアップを図るため、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定するとともに、この条例に基づく「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

平成31年3月に改定した「三重の森林づくり基本計画2019」では、計画期間を令和元年度から令和10年度までの10年間とし、県民税を活用した事業も位置付けて、設定した数値目標の達成に向けて取り組むとともに、毎年度、その実施状況を取りまとめて公表していくこととしています。

(3) 国の森林環境譲与税との関係

国の森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

県では、平成31年2月13日付けで、「三重県における森林環境譲与税についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の使途を棲み分けて、双方を有効に活用しています。

具体的には、みえ森と緑の県民税は2つの基本方針である「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に沿った施策に活用し、森林環境譲与税は「森林経営管理法」に基づき実施する森林整備をはじめ、林業の人材育成や担い手の確保、木材利用の促進などの林業振興施策を中心に活用しています。

今後も、両税の使途を棲み分けながら、両税を有効に活用して森林・林業施策を進めていくこととします。

(4) 全国植樹祭の開催に向けた取組

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事として、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国各地から緑化関係者等の参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、毎年各地で開催されている国民的行事（四大行幸啓）であり、県では、令和13年の招致を表明しているところです。

全国植樹祭を三重県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、開催に向けた気運醸成と必要な経費の積立に取り組むこととします。

(5) 税を活用した事業を行ううえでの3原則

税導入の趣旨や他の財源との棲み分けの必要性をふまえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、引き続き、以下の3つの原則によることとします。

【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる内容であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた内容とすること。

【原則3】 直接的な財産形成を目的とする内容でないこと。

5. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組状況をふまえ、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そうした森林づくりを県民全体で支える社会づくりを進める施策の継続が必要であることから、2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）に基づく5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

① 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	<p>① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を山腹の土砂止めとして有効活用する。</p> <p>② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。</p> <p>③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p> <p>④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。</p> <p>⑤ 森林の機能を維持するための更新対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施するとともに、森林の機能を早期に発揮させるための対策を実施する。</p> <p>等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業</p>
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林整備 ライフライン周辺や人家裏、通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。</p> <p>④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。</p> <p>⑤ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止や津波対策等のため、海岸林造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>

② 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林教育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3. 森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林教育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。	① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。 ② 森林教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林教育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。 ③ 学校等における森林教育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林教育や野外体験保育等の活動を実施するとともに、大人や企業等を対象として森林教育を展開する。 等、「森を育む人づくり」に資する事業
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。	① 森林教育が行える場の整備 森林教育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。 ② 多様な主体が森林や木材について学び・ふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林や木材について学び・ふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。 また、令和13年の招致を表明している全国植樹祭を見据え、県民をはじめ多様な主体による森林づくり活動の促進やネットワークづくり、森林や木材に親しんでもらうイベントの開催などにより、気運の醸成を進める。 等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。	① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備や老朽化した既存施設等の再整備を行う。 ② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。 ③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。 等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業

③ その他

その他	<p>① みえ森と緑の県民税制度の運営 みえ森と緑の県民税評価委員会の運営のほか、制度や使途の周知など、税制度の運営に必要な取組を実施する。</p> <p>② 全国植樹祭の開催に向けた基金積立 県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、令和 13 年の招致を表明している全国植樹祭の開催に必要な経費の積立を実施する。</p>
-----	---

(2) 必要となる経費

令和 6～10 年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5 年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	26.9	55.2
	2. 暮らしに身近な森林づくり	9.9	20.3
	小 計	36.8	75.5
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	3.5	7.2
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	5.1	10.5
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	3.3	6.8
	小 計	11.9	24.5
小 計		48.7	100
共通経費（災害対応予備費、評価委員会の運営等）		1.3	－
全国植樹祭に向けた基金積立		5.0	－
合 計		55.0	－

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

④ 市町交付金制度

これまで、市町交付金制度を活用し、地域の実情に応じて創意工夫した様々な事業が県内全域で展開され、令和元年度から 4 年度までに 449 事業が実施されました。また、第 2 期では、県と市町が連携して、流域の防災機能を高めるための面的な森林整備や獣害対策に取り組んだほか、ライフライン事業者とも連携して、ライフライン周辺の危険木の事前伐採を実施しました。このように、この制度は「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に向けては、引き続き、地域に密着した市町の取組と併せて、県と市町が連携して課題解決に取り組む必要があることから、必要な見直しを講じたうえで、引き続き市町交付金制度を実施します。

② 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で、効果的・効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針 1 のうち、対策 1 を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③ 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担をふまえ、県と市町の配分は 5：5 を基本としつつ、市町からの要望に基づいた柔軟な配分を行います。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として配分の上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づいて配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分する「連携枠」を設けます。

基本枠	市町からの要望に基づいて、必要な規模を配分します。 ※均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の 3 つの配分方法を組み合わせて配分の上限額を設定します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策、ライフライン周辺の危険木の事前伐採など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分します。

6. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民の皆さんが受けていることから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために必要な費用について、県民の皆さんに幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乘せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している全ての府県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税
納税義務者	<p>【個人】＜納税義務者数約 93 万人＞ 1 月 1 日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <hr/> <p>【法人】＜約 4 万法人＞ 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>

税率（年額）	【個人】 1,000 円																	
	【法人】 現行の均等割額の 10%相当額（2,000～80,000 円） （現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分 （資本金等の額の区分）</th> <th>税 率 （ 年 額 ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 千万円以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超</td> <td>～ 1 億円以下</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>～ 10 億円以下</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>～ 50 億円以下</td> <td>54,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td></td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 （資本金等の額の区分）		税 率 （ 年 額 ）		1 千万円以下	2,000 円	1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円	1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円	10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円	50 億円超	
区 分 （資本金等の額の区分）		税 率 （ 年 額 ）																
	1 千万円以下	2,000 円																
1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円																
1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円																
10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円																
50 億円超		80,000 円																
	【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。																	
税収規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者</th> <th>税収（年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9 億 1 千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1 億 9 千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11 億 0 千万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者	税収（年度）	個人	9 億 1 千万円	法人	1 億 9 千万円	計	11 億 0 千万円									
納税義務者	税収（年度）																	
個人	9 億 1 千万円																	
法人	1 億 9 千万円																	
計	11 億 0 千万円																	
徴収方法	<p>【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>																	
導入時期	平成 26 年 4 月 1 日より導入																	
税収の使途	「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策に充てる。																	
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てて、使途を明確化する。																	
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。																	
見直し期間	施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。																	

7. 使途の明確化（基金積立）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、超過課税相当分を「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確するとともに、事業の結果についても公表することとします。

8. 制度や使途の周知

税導入から10年が経過する中、県民意識調査の結果では、税の認知度は19.5%に留まっており、県民の皆さんに対するさらなる周知とともに、事業の成果や効果の発信と併せて、森林の大切さや木材の利用意義について伝えていく必要があります。また、令和13年の招致を表明している全国植樹祭に向けた気運醸成が必要であり、こうした取組と併せて情報を発信していくことも重要です。

こうしたことから、例えば、

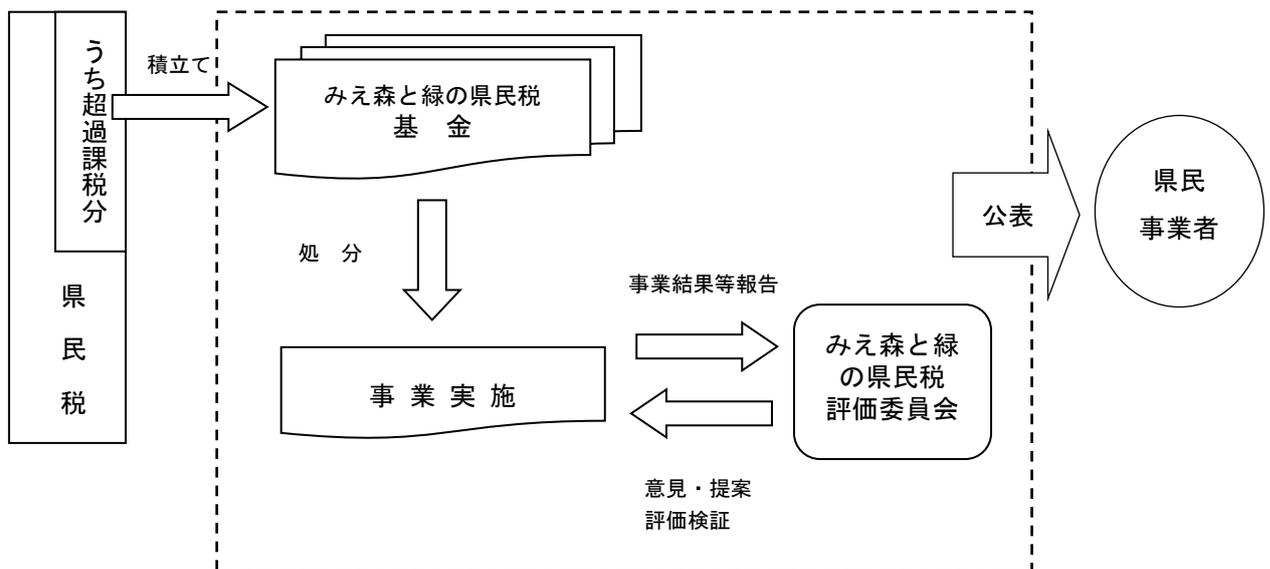
- ・さまざまな媒体を活用した広報活動
- ・自然体験に関心のある方などにターゲットを絞った情報発信
- ・事業の地元説明会などの開催を通じた周知活動
- ・全国植樹祭に向けた気運醸成と併せた発信
- ・森林や木材に親しんでもらうイベントの開催

など、これまで以上に取組を強化し、市町や林業関係者とも連携しながら、税の制度や使途の周知はもちろん、事業の成果や効果とともに、森林の大切さや木材の利用意義について発信していきます。また、森林環境譲与税と棲み分けて活用していることについて、県民の皆さんの理解が得られるよう併せて発信します。

9. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆さんに対して公表します。

<基金積立と評価制度>



10. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開された段階で、効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

7 みえ森と緑の県民税関連条例

(1) みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(2) みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

(3) みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例 第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例(平成二十五年三重県条例第九号)第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業(次条第一号及び第二号において「基金事業」という。)の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



【問い合わせ先】

三重県 農林水産部 みどり共生推進課

〒514-8570 三重県津市広明町 13

電話：059-224-2513

FAX：059-224-2070

E-mail：midori@pref.mie.lg.jp

令和6年10月発行